

尾張東部・尾三地域広域化ブロックごみ処理における広域化計画

～ 更なるごみ処理の広域的な取り組み ～

令和3年3月

尾張東部・尾三地域広域化ブロック協議会

目 次

1. 基本的事項の整理.....	1
2. ごみ処理の現状整理.....	5
(1)ブロック構成市町の現況.....	5
(2)ブロック構成市町のごみ処理の現状.....	8
(3)周辺自治体、県内自治体及び国内事例等の収集、整理.....	21
(4)ブロック構成市町内の民間施設の現状把握、整理.....	23
3. ごみ処理の将来予測.....	24
(1)人口の将来予測.....	24
(2)ごみ排出量の将来予測.....	25
(3)ごみ処理量の将来予測.....	26
(4)災害廃棄物の発生量の予測及び整理.....	27
4. 課題の抽出・整理.....	28
5. 広域化の基本方針の設定.....	30
(1)ごみの減量目標の設定.....	30
(2)ブロック構成市町のごみの発生・排出抑制のための方策検討.....	33
(3)広域化の対象施設の抽出.....	33
(4)目標年次の設定.....	35
(5)廃棄物処理体制の抽出.....	36
6. 廃棄物処理体制の比較検討.....	42
(1)広域化の効果の検討項目について.....	42
(2)各要素における効果の検討.....	45
(3)広域化の効果の検討結果における比較評価及び総括.....	52
7. ごみ処理広域化への今後の取り組みについての検討.....	57
(1)広域化への取り組み施策の検討.....	57
(2)ブロックの廃棄物処理体制の構築へのスケジュールの作成.....	59
(3)住民・事業者への情報公開等の検討.....	61
(4)計画のフォローアップの検討.....	61
8. 資料編.....	62
(1)各市町のごみ排出量.....	62
(2)各市町のごみ処理量等.....	64
(3)各市町におけるごみの減量化施策.....	66
(4)収集運搬における現行2施設体制と集約1施設体制との効果試算.....	77
(5)ごみ輸送に係る中継施設の検討.....	78

1. 基本的事項の整理

ア. 計画策定の趣旨（背景・目的）

ごみ処理の広域化は、平成9年に「ごみ処理の広域化計画について（平成9年5月28日付衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）」が発出され、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、ごみ処理の広域化・集約化が推進されてきた。

また、平成31年には「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）（平成31年3月29日付環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）」が発出され、厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化等の懸念に対して、広域化・集約化を進めることで持続可能な適正処理の構築を推進することが求められている。

愛知県ごみ焼却処理広域化計画（以下、「県広域化計画」という。）では、尾張東部・尾三ブロック（以下、「ブロック」という。）として尾張東部衛生組合と尾三衛生組合の焼却施設の集約化が目標とされており、平成11年に広域化ブロック協議会が設置され、現在に至っている。

本計画は前述の国の方針に示された様々な視点について十分に考慮しつつ、ブロックにおけるごみ処理体制の基本方針を定めることを目的とする。

イ. 計画の位置付け及び関連計画等

本計画は、図1-1に示す国及び愛知県（以下、「県」という。）が策定した「ごみ処理の広域化」及び「廃棄物の減量等その他適正な処理に関する施策」に係る各種計画を考慮し、ブロック内の瀬戸市、尾張旭市、長久手市、日進市、みよし市、東郷町及び尾張東部衛生組合、尾三衛生組合の既定の一般廃棄物処理基本計画等を踏まえ、ブロックにおける焼却等処理の基本的な方針を定めるものである。

計画の範囲は、尾張東部衛生組合の構成市（瀬戸市、尾張旭市、長久手市。以下、「尾張東部」という。）と尾三衛生組合の構成市町（日進市、みよし市、東郷町。以下、「尾三」という。）の行政区域内とする。（図1-2）

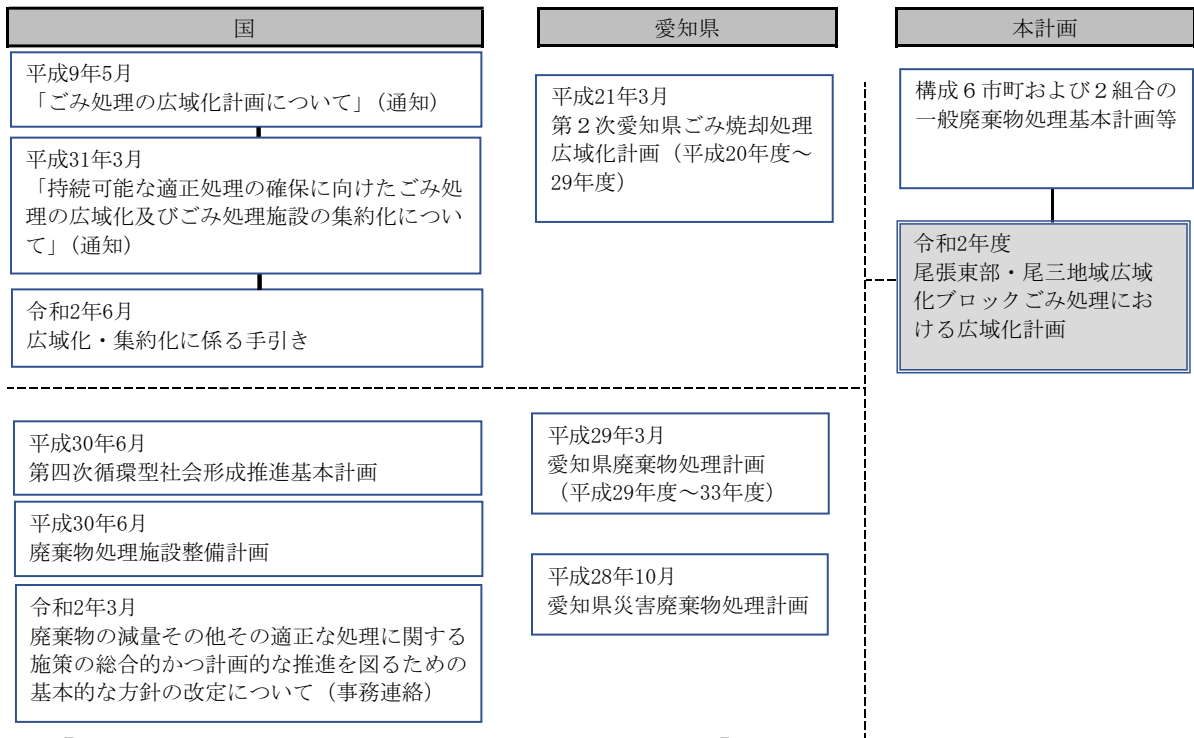


図 1-1 関連計画等

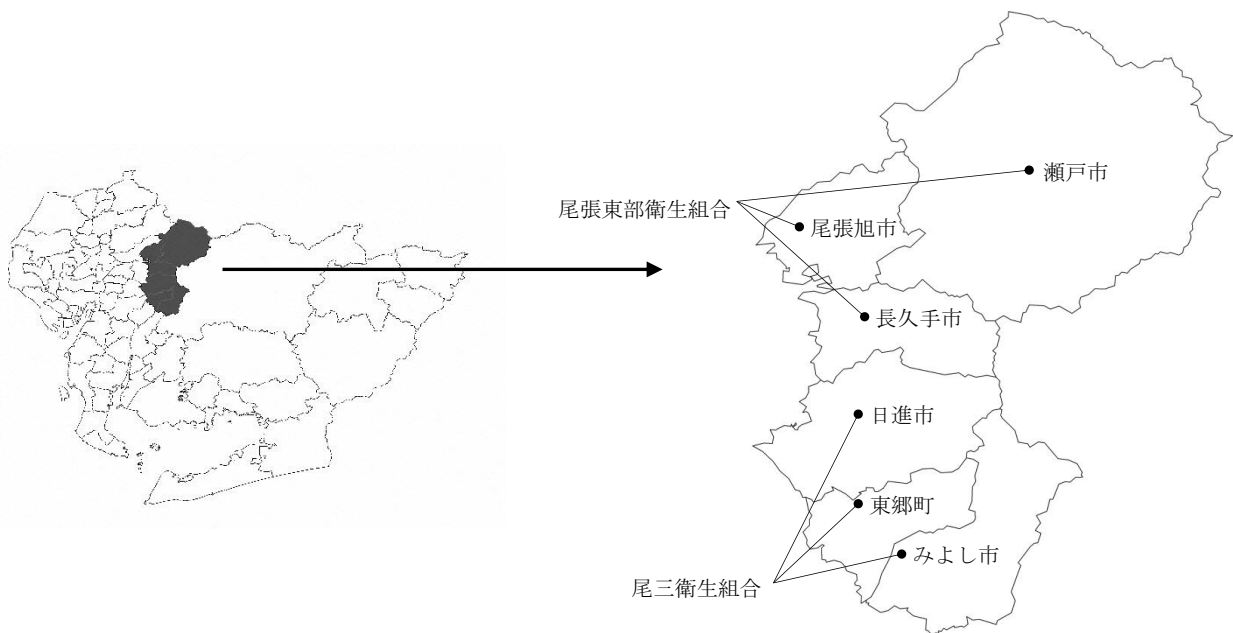


図 1-2 計画の対象区域

ウ. ブロックにおけるこれまでの広域的なごみ処理の取り組み

ブロックにおいては、6市町にて2つの組合を設立し、すでに焼却施設を集約した広域的なごみ処理に取り組んできたところであり、それぞれの沿革は次のとおりである。

1) 瀬戸市、尾張旭市、長久手市、尾張東部衛生組合

- 昭和39年4月に瀬戸市と旭町（現、尾張旭市）により瀬戸市旭町衛生組合を設立。
- 昭和41年2月に瀬戸市西山路町地内に焼却場が竣工（昭和49年7月廃止）。
- 昭和45年12月に瀬戸市尾張旭市衛生組合に名称変更。
- 昭和48年1月に長久手町（現、長久手市）が加入し、8月に破砕処理施設竣工（平成2年3月廃止）。12月に尾張東部衛生組合に名称変更。
- 昭和49年7月に焼却施設竣工（平成4年3月廃止）。8月に北丘灰埋立地使用開始。
- 平成2年3月に新設粗大ごみ処理施設竣工。
- 平成4年3月に新設（晴丘センター）焼却施設竣工。
- 平成14年3月に瀬戸市北丘町に一般廃棄物最終処分場竣工。
- 令和元年度より焼却施設の延命化工事実施中。

2) 日進市、みよし市、東郷町、尾三衛生組合

- 昭和49年4月に愛知郡日進町（現、日進市）、西加茂郡三好町（現、みよし市）、愛知郡東郷町により尾三衛生組合を設立。
- 昭和51年4月に焼却施設を竣工（平成9年11月廃止）し、昭和55年4月には粗大ごみ処理施設を竣工（平成11年3月廃止）。
- 平成9年11月に新設（東郷美化センター）焼却施設竣工。
- 平成11年3月にリサイクルプラザ竣工。
- 平成28年4月に資源回収ストックヤード竣工。
- 平成27年度～令和元年度に焼却施設の延命化工事実施。

エ. 最新の関連法規制等、その他必要と認められる事項

1) 廃棄物処理システムにおける脱炭素・省CO₂対策普及促進に係る国の動向

国においては、2030年を見据えた廃棄物分野における温暖化対策の重要性に鑑み、特にエネルギー面での効率化・利活用等の観点を中心に、個々の自治体等の特性に応じた廃棄物処理システムにおける脱炭素・省CO₂対策の普及促進方策について検討がなされている。

2) 食品ロス削減推進に係る国等の動向

2015（平成27）年の国際連合総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づく持続可能な開発のための目標（以下、「SDGs」という。）に

において、食品ロスの減少が重要な柱として位置付けられるなど、国際的にも重要な課題となっている。

また、食料の生産に伴う CO₂ 排出量は、世界全体の排出量の約25%を占めるとされており、食料が廃棄された場合さらに CO₂ が排出されることから、食品ロス削減は CO₂ 排出量の削減にもつながり、気候変動の抑制効果も期待されている。

国においても、食品ロスの削減を総合的に推進するため、2019（令和元）年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を制定し、食品ロスの削減を「国民運動」として位置付けるなど、削減の機運はますます高まっていることからごみ排出削減に係る取り組みにおいては、適宜対応を検討する必要がある。

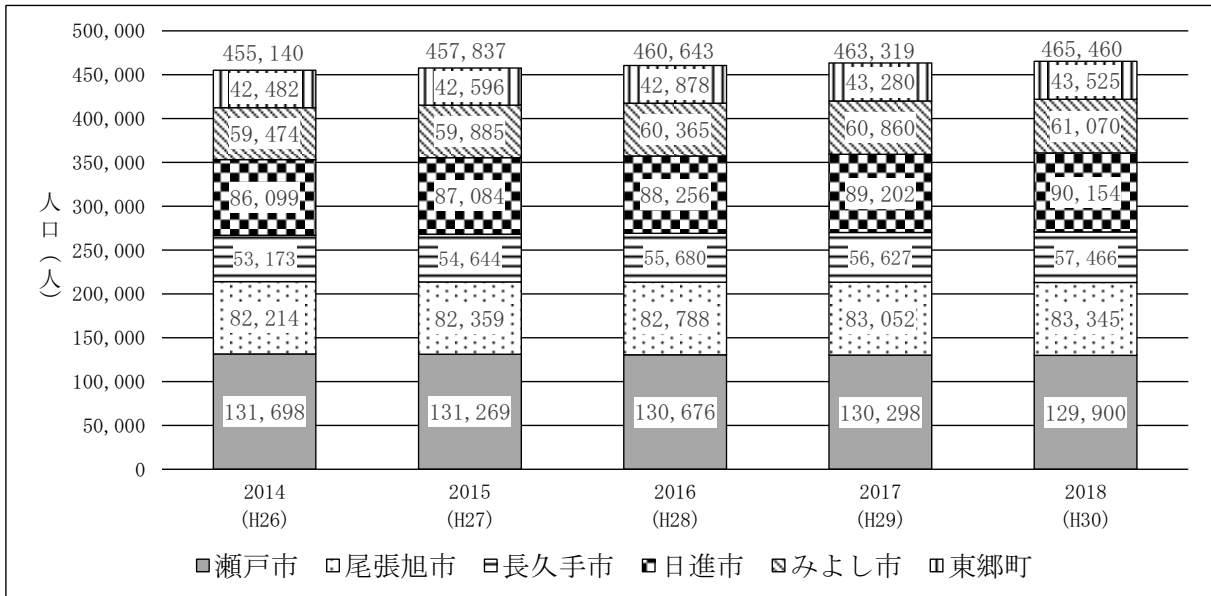
2. ごみ処理の現状整理

(1) ブロック構成市町の現況

1) 人口及び世帯数

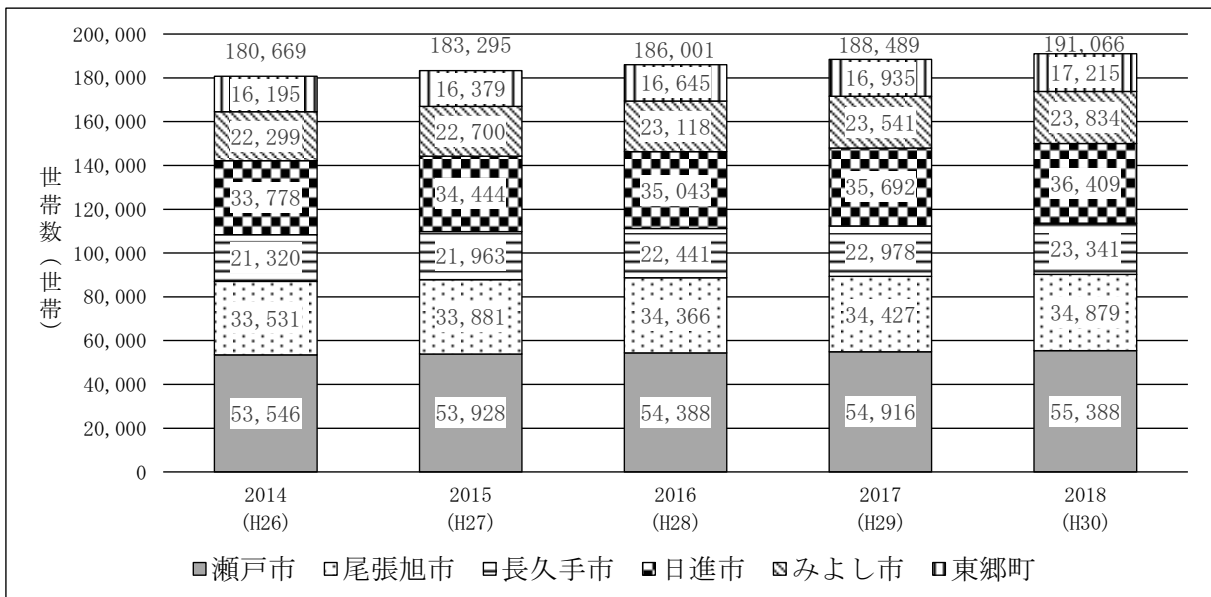
ブロック内の人口は平成30年度で 465 千人となっており、平成26年度と比較して約2%増加となっている。(図 2-1)

世帯数は平成30年度で 191 千世帯となっており、平成26年度と比較して約6%増加となっている。(図 2-2)



出典：各市町の資料。各年度とも当該年の4月時点。

図 2-1 人口の推移

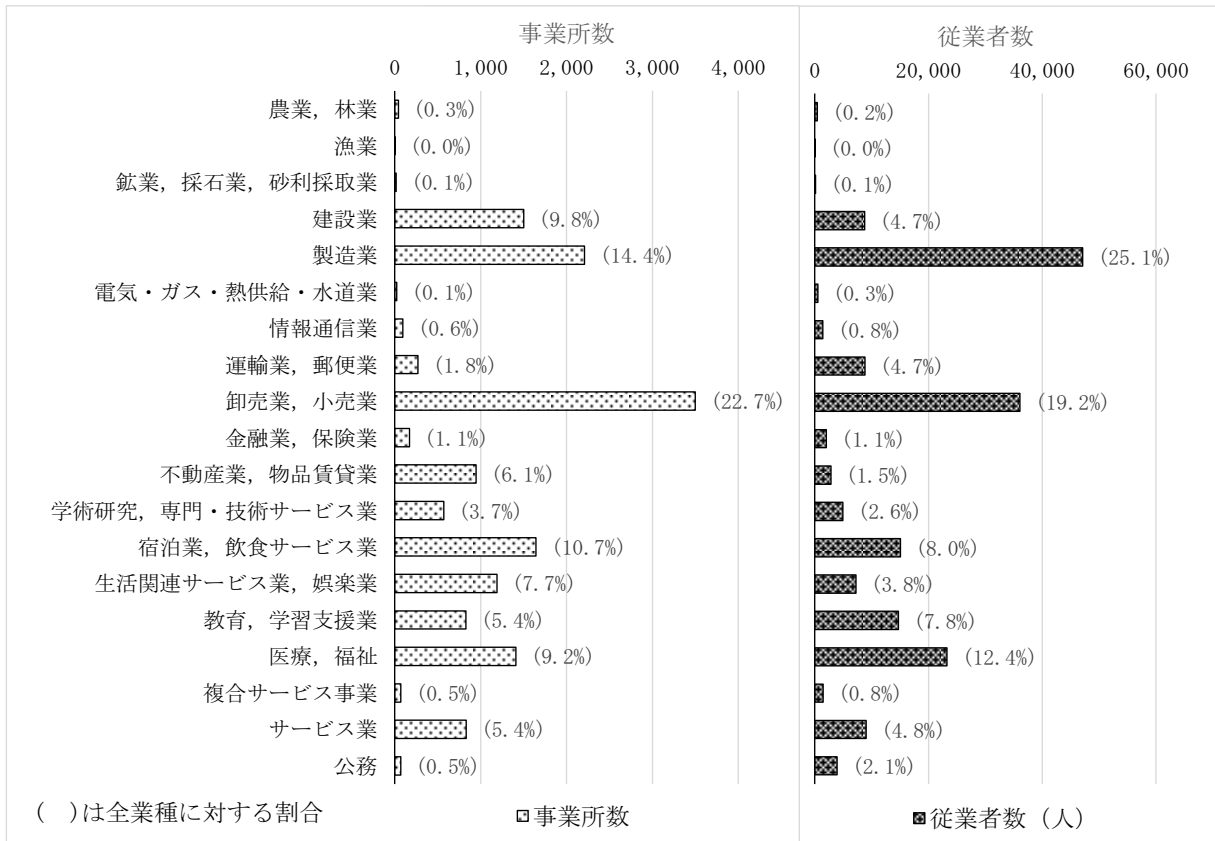


出典：各市町の資料。各年度とも当該年の4月時点。

図 2-2 世帯数の推移

2) 産業別事業所数及び従業者数

ブロック内の産業別事業所数及び従業者数は、図 2-3、表 2-1 のとおりである。平成26年度における事業所数は15,386事業所となっており、卸売業、小売業が3,499事業所（22.7%）で最も多く、次いで、製造業が2,210事業所（14.4%）となっている。従業者は187,771人で、製造業が47,113人（25.1%）で最も多く、次いで、卸売業、小売業が36,089人（19.2%）となっている。



出典：経済センサス（総務省統計局）

図 2-3 産業別の事業所数及び従業者数

表 2-1 産業別の事業所数及び従業者数

	事業所数			従業者数 (人)		
	ブロック計			ブロック計		
	(構成比)	尾張東部 (構成比)	尾三 (構成比)	(構成比)	尾張東部 (構成比)	尾三 (構成比)
計	15,386 (100.0%)	9,634 (100.0%)	5,752 (100.0%)	187,771 (100.0%)	104,600 (100.0%)	83,171 (100.0%)
農業, 林業	41 (0.3%)	24 (0.2%)	17 (0.3%)	418 (0.2%)	267 (0.3%)	151 (0.2%)
漁業	1 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	3 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.0%)
鉱業, 採石業, 砂利採取業	17 (0.1%)	17 (0.2%)	0 (0.0%)	138 (0.1%)	138 (0.1%)	0 (0.0%)
建設業	1,502 (9.8%)	926 (9.6%)	576 (10.0%)	8,766 (4.7%)	5,088 (4.9%)	3,678 (4.4%)
製造業	2,210 (14.4%)	1,444 (15.0%)	766 (13.3%)	47,113 (25.1%)	22,314 (21.3%)	24,799 (29.8%)
電気・ガス・熱供給・水道業	23 (0.1%)	14 (0.1%)	9 (0.2%)	549 (0.3%)	358 (0.3%)	191 (0.2%)
情報通信業	94 (0.6%)	61 (0.6%)	33 (0.6%)	1,432 (0.8%)	276 (0.3%)	1,156 (1.4%)
運輸業, 郵便業	271 (1.8%)	166 (1.7%)	105 (1.8%)	8,817 (4.7%)	5,217 (5.0%)	3,600 (4.3%)
卸売業, 小売業	3,499 (22.7%)	2,286 (23.7%)	1,213 (21.1%)	36,089 (19.2%)	21,771 (20.8%)	14,318 (17.2%)
金融業, 保険業	170 (1.1%)	118 (1.2%)	52 (0.9%)	2,044 (1.1%)	1,507 (1.4%)	537 (0.6%)
不動産業, 物品賃貸業	945 (6.1%)	566 (5.9%)	379 (6.6%)	2,821 (1.5%)	1,687 (1.6%)	1,134 (1.4%)
学術研究, 専門・技術サービス業	569 (3.7%)	368 (3.8%)	201 (3.5%)	4,923 (2.6%)	2,978 (2.8%)	1,945 (2.3%)
宿泊業, 飲食サービス業	1,644 (10.7%)	1,031 (10.7%)	613 (10.7%)	15,072 (8.0%)	9,064 (8.7%)	6,008 (7.2%)
生活関連サービス業, 娯楽業	1,190 (7.7%)	743 (7.7%)	447 (7.8%)	7,217 (3.8%)	4,441 (4.2%)	2,776 (3.3%)
教育, 学習支援業	827 (5.4%)	499 (5.2%)	328 (5.7%)	14,709 (7.8%)	7,468 (7.1%)	7,241 (8.7%)
医療, 福祉	1,410 (9.2%)	824 (8.6%)	586 (10.2%)	23,224 (12.4%)	14,739 (14.1%)	8,485 (10.2%)
複合サービス事業	71 (0.5%)	42 (0.4%)	29 (0.5%)	1,473 (0.8%)	841 (0.8%)	632 (0.8%)
サービス業	832 (5.4%)	466 (4.8%)	366 (6.4%)	9,028 (4.8%)	4,570 (4.4%)	4,458 (5.4%)
公務	70 (0.5%)	39 (0.4%)	31 (0.5%)	3,935 (2.1%)	1,876 (1.8%)	2,059 (2.5%)

出典：経済センサス (総務省統計局)

(2) ブロック構成市町のごみ処理の現状

1) 現在の一般廃棄物処理基本計画

ブロック内の6市町及び2組合の一般廃棄物処理基本計画の策定状況は、表2-2のとおりである。

表2-2 ブロック内の6市町及び2組合の一般廃棄物処理基本計画の策定状況

市町・組合名	計画名	策定時期	計画期間
瀬戸市	瀬戸市一般廃棄物処理基本計画	平成25年度	平成26年度～令和5年度
尾張旭市	尾張旭市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画中間見直し版	令和元年度	令和元年度～令和5年度
長久手市	長久手市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画【中間見直し】	平成30年度	平成31年度～令和5年度
日進市	日進市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成28年度見直し版)	平成28年度	平成29年度～令和8年度
みよし市	みよし市ごみ処理基本計画中間見直し	平成29年度	平成30年度～令和8年度
東郷町	東郷町一般廃棄物処理基本計画	平成28年度	平成29年度～令和8年度
尾張東部衛生組合	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画－中間見直し－	平成30年度	平成31年度～令和5年度
尾三衛生組合	第2期ごみ処理基本計画	平成28年度	平成29年度～令和8年度

2) ごみ処理体制

ブロック内の6市町及び2組合のごみ処理の体制は、表2-3のとおりである。

表2-3 ブロック内の6市町及び2組合のごみ処理の体制

市町名	収集運搬	中間処理	最終処分
瀬戸市	瀬戸市	尾張東部衛生組合 (可燃、不燃、粗大)	尾張東部衛生組合*1 (焼却残さ等)
尾張旭市	尾張旭市		
長久手市	長久手市		
日進市	日進市	尾三衛生組合 (可燃、粗大、金属、陶磁器・ガラス)	尾三衛生組合*2 (焼却残さ等)
みよし市	みよし市		
東郷町	東郷町		

*1:組合及び委託による処分。

*2:委託による処分。

3) ごみ・資源物の分別区分

ブロック内の6市町の分別区分は、表2-4のとおりである。

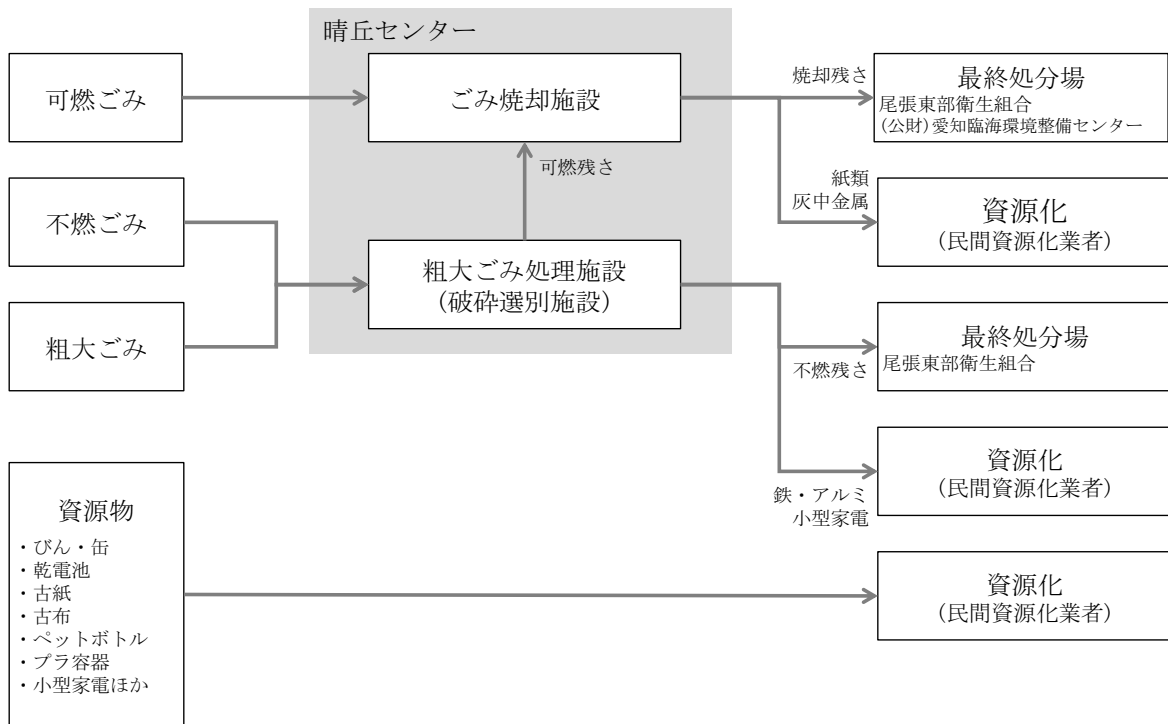
表 2-4 ブロック内の6市町の分別区分の状況

		尾張東部			尾三		
		瀬戸市	尾張旭市	長久手市	日進市	みよし市	東郷町
可燃ごみ		○	○	○	○	○	○
不燃ごみ		○	○	○			
粗大ごみ		○	○	○	○	○	○
資源物	金属類				○	○	○
	陶磁器・ガラス				○	○	○
	びん・缶	○	○	○	○	○	○
	乾電池	○	○	○	○	○	○
	蛍光管				○	○	○
	古紙	○	○	○	○	○	○
	古布	○	○	○	○	○	○
	ペットボトル	○	○	○	○	○	○
	プラスチック製容器包装		○	○	○	○	○
	小型家電ほか	○	○	○	○	○	○

※各市町の分別カレンダー等を基に作成。

4) ごみ処理の現状（ごみ処理フロー）

ブロック内のごみ処理は、尾張東部と尾三で別々の体制で行っており、ごみ処理フローは図2-4、図2-5のとおりである。



※資源物としてプラスチック容器包装の回収は、尾張旭市及び長久手市のみ。

図 2-4 尾張東部のごみ処理フロー (瀬戸市、尾張旭市、長久手市)

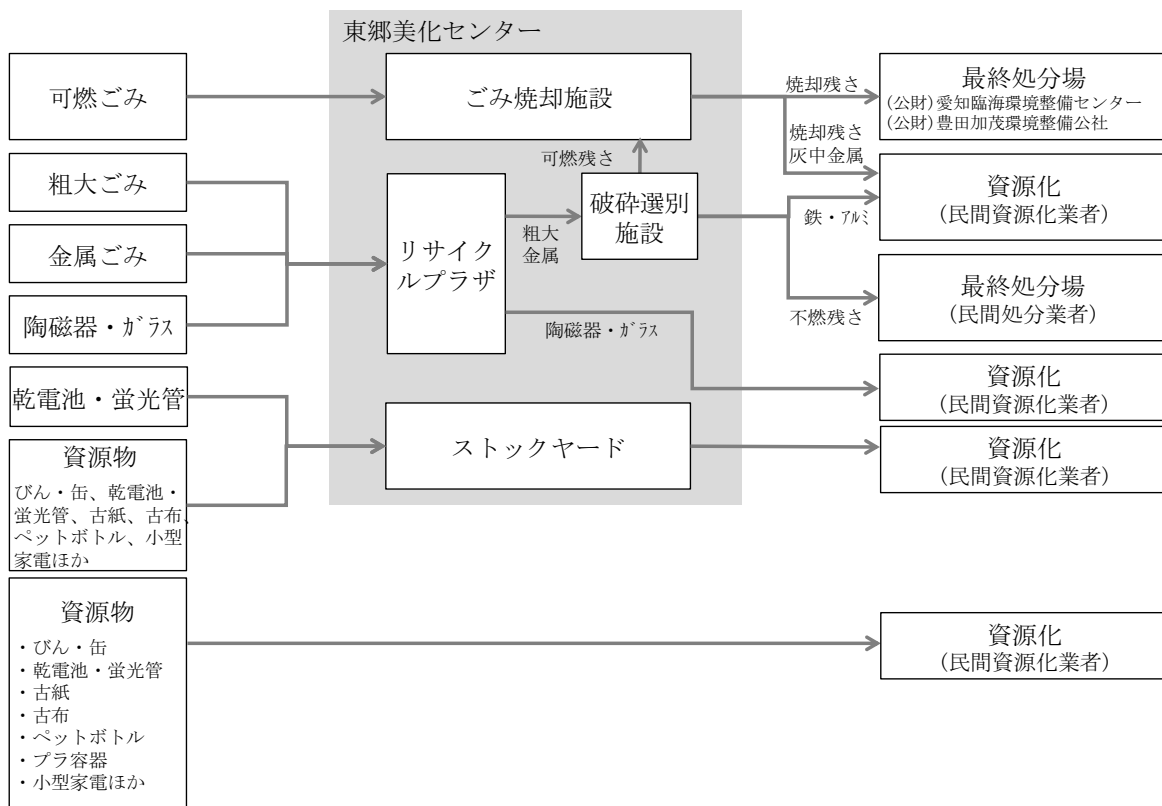


図 2-5 尾三のごみ処理フロー (日進市、みよし市、東郷町)

5) ごみ収集区分別及び種類別の排出量等

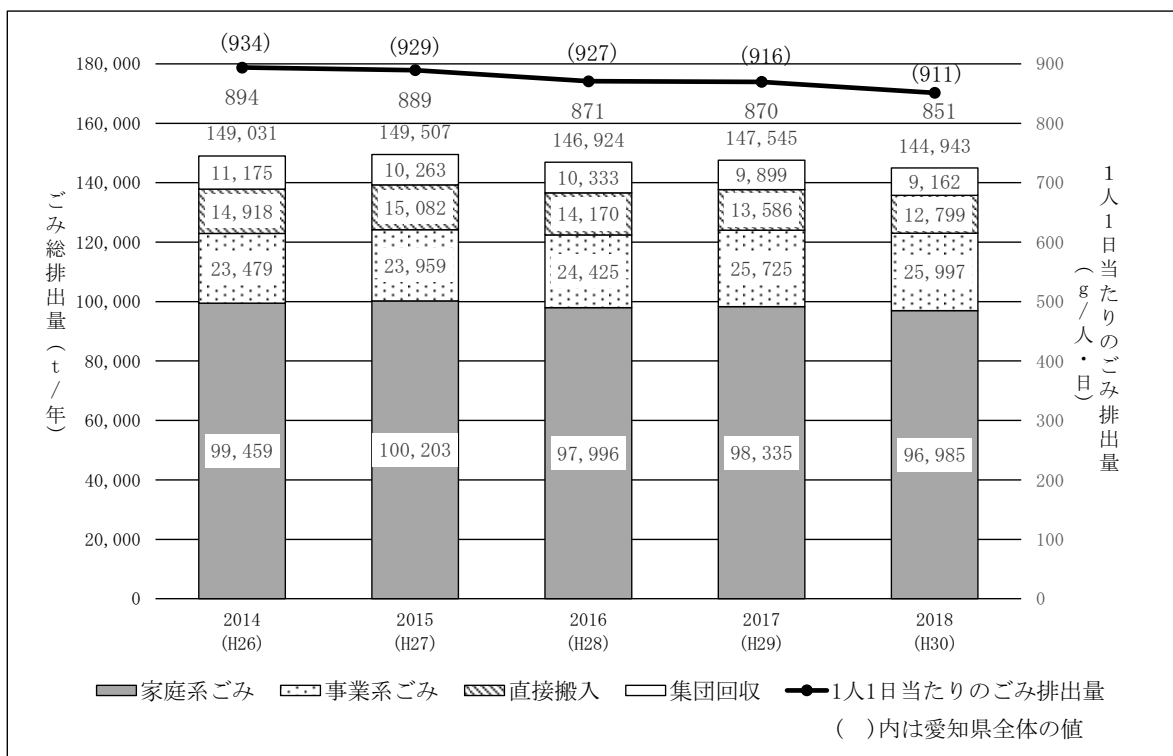
ブロック内のごみ収集区分別及び種類別の排出量等は、図 2-6、図 2-7、表 2-5 から 2-7 のとおりである。

ごみの総排出量（集団回収を含む）は、平成30年度において 144,943 トンとなっている。ごみ収集区分別にみると家庭系ごみ収集量は減少傾向にあるが、事業系ごみ収集量は増加傾向となっている。

なお、1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向となっており、平成30年度の1人1日当たりのごみ排出量 851 g / 人・日は、県全体値 911 g / 人・日と比較して60 g 少なくなっている。

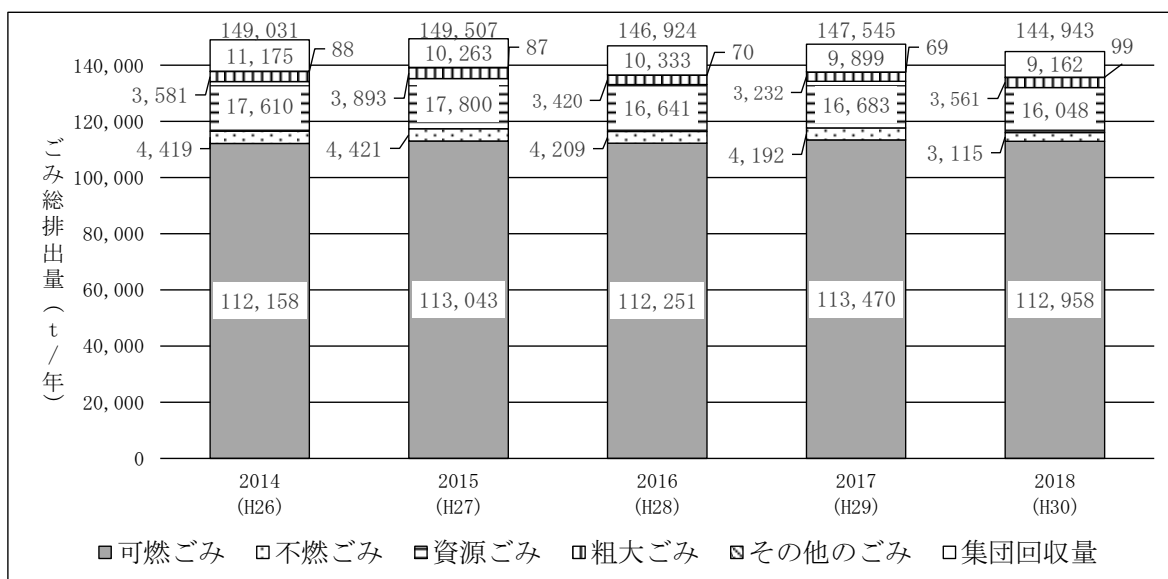
ごみ種類別の総排出量をみると可燃ごみが全体の約 8 割を占めており、平成26年度以降 112 ~ 113 千トンで推移している。

なお、各市町のごみ排出量等の推移は、「8. 資料編 (1) 各市町のごみ排出量 (p62)」を参照。



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図 2-6 ごみ収集区分別の総排出量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図 2-7 ごみ種類別の総排出量の推移

表 2-5 ごみ収集区分別及び種類別の排出量等の推移（ブロック全体）

年度	ごみ収集区分別の排出量						ごみ種類別の排出量						
	家庭系収集 ごみ量 (t/年)	事業系収集 ごみ量 (t/年)	直接搬入量 (t/年)	集団回収量 (t/年)	ごみ総排出量 (t/年)	1人1日当 たりの排出量 (g/人・日)	可燃ごみ (t/年)	不燃ごみ (t/年)	資源ごみ (t/年)	粗大ごみ (t/年)	その他 のごみ (t/年)	集団回収 量 (t/年)	計 (t/年)
2014	99,459	23,479	14,918	11,175	149,031	894	112,158	4,419	17,610	3,581	88	11,175	149,031
2015	100,203	23,959	15,082	10,263	149,507	889	113,043	4,421	17,800	3,893	87	10,263	149,507
2016	97,996	24,425	14,170	10,333	146,924	871	112,251	4,209	16,641	3,420	70	10,333	146,924
2017	98,335	25,725	13,586	9,899	147,545	870	113,470	4,192	16,683	3,232	69	9,899	147,545
2018	96,985	25,997	12,799	9,162	144,943	851	112,958	3,115	16,048	3,561	99	9,162	144,943

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

表 2-6 ごみ収集区分別及び種類別の排出量等の推移（尾張東部）

年度	ごみ収集区分別の排出量						ごみ種類別の排出量						
	家庭系収集 ごみ量 (t/年)	事業系収集 ごみ量 (t/年)	直接搬入量 (t/年)	集団回収量 (t/年)	ごみ総排出量 (t/年)	1人1日当 たりの排出量 (g/人・日)	可燃ごみ (t/年)	不燃ごみ (t/年)	資源ごみ (t/年)	粗大ごみ (t/年)	その他 のごみ (t/年)	集団回収 量 (t/年)	計 (t/年)
2014	60,284	15,033	4,571	5,885	85,773	877	66,923	1,772	10,064	1,089	40	5,885	85,773
2015	60,661	14,997	4,250	5,156	85,064	865	66,925	1,807	9,872	1,262	42	5,156	85,064
2016	59,055	15,199	3,807	5,331	83,392	847	65,733	1,717	9,293	1,294	24	5,331	83,392
2017	58,935	15,873	4,136	5,220	84,164	852	66,875	1,877	8,976	1,192	24	5,220	84,164
2018	58,550	15,752	3,978	4,896	83,176	840	66,009	2,054	8,875	1,315	27	4,896	83,176

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

表 2-7 ごみ収集区分別及び種類別の排出量等の推移 (尾三)

年度	ごみ収集区分別の排出量						ごみ種類別の排出量						
	家庭系収集 ごみ量 (t/年)	事業系収集 ごみ量 (t/年)	直接搬入量 (t/年)	集団回収量 (t/年)	ごみ総排出量 (t/年)	1人1日当 たりの排出量 (g/人・日)	可燃ごみ (t/年)	不燃ごみ (t/年)	資源ごみ (t/年)	粗大ごみ (t/年)	その他 のごみ (t/年)	集団回収 量 (t/年)	計 (t/年)
2014	39,175	8,446	10,347	5,290	63,258	918	45,235	2,647	7,546	2,492	48	5,290	63,258
2015	39,542	8,962	10,832	5,107	64,443	924	46,118	2,614	7,928	2,631	45	5,107	64,443
2016	38,941	9,226	10,363	5,002	63,532	904	46,518	2,492	7,348	2,126	46	5,002	63,532
2017	39,400	9,852	9,450	4,679	63,381	895	46,595	2,315	7,707	2,040	45	4,679	63,381
2018	38,435	10,245	8,821	4,266	61,767	866	46,949	1,061	7,173	2,246	72	4,266	61,767

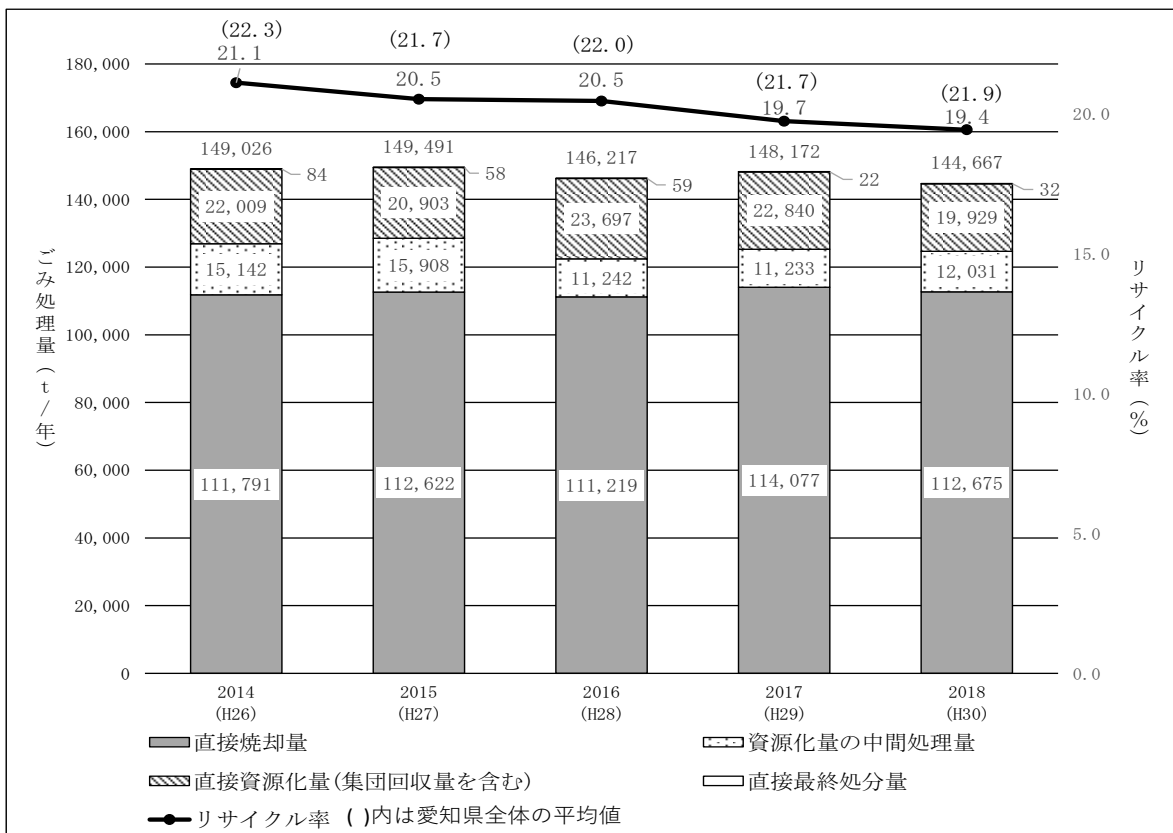
出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

6) ごみ処理量等

ごみ処理量（集団回収量を含む）全体の約 8 割を占めている直接焼却量は、平成 26 年度以降 111 ～ 114 千トンで推移している。

リサイクル率は、平成 26 年度以降、微減傾向となっている。なお、平成 30 年度のブロック内リサイクル率 19.4% は、県平均 21.9% と比較して 2.5 ポイント低い結果となっている。（図 2-8、表 2-8 ～ 2-10）

なお、各市町のごみ処理量等の推移は、「8. 資料編 (2) 各市町のごみ処理量等 (p64)」を参照。



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図 2-8 ごみ処理量等の推移

表 2-8 ごみ処理量等の推移（ブロック全体）

年度	ごみ処理量								資源化量					最終処分量			
	直接焼却	粗大ごみ処理施設	資源化等を行う施設	ごみ堆肥化施設	ごみ飼料化施設	直接資源化	直接最終処分	計		リサイクル率	直接資源化	中間処理後再生	集団回収		直接最終処分量	焼却残さ	処理残さ
(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)
2014	111,791	7,933	6,842	23	344	10,834	84	137,851	31,478	21.1%	10,834	9,469	11,175	17,035	84	15,755	1,196
2015	112,622	8,273	7,231	20	384	10,640	58	139,228	30,692	20.5%	10,640	9,789	10,263	16,760	58	15,553	1,149
2016	111,219	7,587	3,319	24	312	13,364	59	135,884	29,928	20.5%	13,364	6,231	10,333	15,934	59	14,835	1,040
2017	114,077	7,258	3,786	42	147	12,941	22	138,273	29,259	19.7%	12,941	6,419	9,899	15,591	22	14,548	1,021
2018	112,675	6,550	5,310	45	126	10,767	32	135,505	28,124	19.4%	10,767	8,195	9,162	14,759	32	13,658	1,069

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

表 2-9 ごみ処理量等の推移（尾張東部）

年度	ごみ処理量								資源化量					最終処分量			
	直接焼却	粗大ごみ処理施設	資源化等を行う施設	ごみ堆肥化施設	ごみ飼料化施設	直接資源化	直接最終処分	計		リサイクル率	直接資源化	中間処理後再生	集団回収		直接最終処分量	焼却残さ	処理残さ
(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	
2014	66,923	2,861	0	0	0	10,104	0	79,888	16,771	19.6%	10,104	782	5,885	10,031	0	9,515	516
2015	66,904	3,071	0	0	0	9,913	0	79,888	15,861	18.7%	9,913	792	5,156	9,749	0	9,226	523
2016	66,049	3,012	0	0	0	9,317	0	78,378	15,560	18.6%	9,317	912	5,331	9,373	0	8,901	472
2017	66,875	3,069	0	0	0	9,000	0	78,944	15,173	18.0%	9,000	953	5,220	9,147	0	8,648	499
2018	65,992	3,370	2,603	0	0	6,298	0	78,263	14,867	17.9%	6,298	3,673	4,896	9,240	0	8,467	773

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

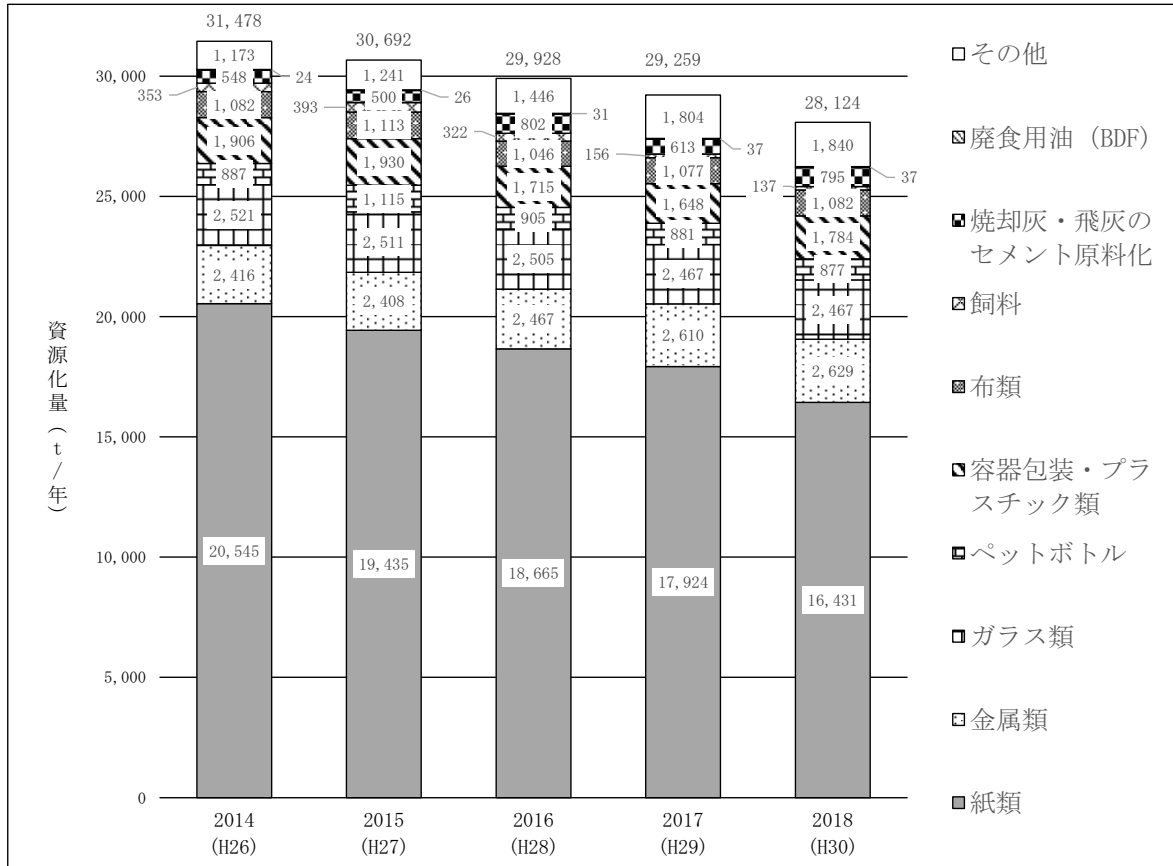
表 2-10 ごみ処理量等の推移（尾三）

年度	ごみ処理量								資源化量					最終処分量			
	直接焼却	粗大ごみ処理施設	資源化等を行う施設	ごみ堆肥化施設	ごみ飼料化施設	直接資源化	直接最終処分	計		リサイクル率	直接資源化	中間処理後再生	集団回収		直接最終処分量	焼却残さ	処理残さ
(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	
2014	44,868	5,072	6,842	23	344	730	84	57,963	14,707	23.3%	730	8,687	5,290	7,004	84	6,240	680
2015	45,718	5,202	7,231	20	384	727	58	59,340	14,831	23.0%	727	8,997	5,107	7,011	58	6,327	626
2016	45,170	4,575	3,319	24	312	4,047	59	57,506	14,368	23.0%	4,047	5,319	5,002	6,561	59	5,934	568
2017	47,202	4,189	3,786	42	147	3,941	22	59,329	14,086	22.0%	3,941	5,466	4,679	6,444	22	5,900	522
2018	46,683	3,180	2,707	45	126	4,469	32	57,242	13,257	21.6%	4,469	4,522	4,266	5,519	32	5,191	296

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

7) 品目別資源化量

資源化量を回収の品目別にみると、図 2-9、表 2-11 のとおりである。



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図 2-9 品目別資源化量

表 2-11 品目別資源化量

(t/年)	計	紙類	金属類	ガラス類	ペットボ トル	容器包 装・そ 他プラ スチック類	布類	肥料	飼料	焼却灰・ 飛灰のセ メント原 料化	廃食用油 (BDF)	その他	
年度													
ブ ロ ッ ク 全 体	2014	31,478	20,545	2,416	2,521	887	1,906	1,082	23	353	548	24	1,173
	2015	30,692	19,435	2,408	2,511	1,115	1,930	1,113	20	393	500	26	1,241
	2016	29,928	18,665	2,467	2,505	905	1,715	1,046	24	322	802	31	1,446
	2017	29,259	17,924	2,610	2,467	881	1,648	1,077	42	156	613	37	1,804
	2018	28,124	16,431	2,629	2,467	877	1,784	1,082	45	137	795	37	1,840
尾 張 東 部	2014	16,771	11,549	1,344	1,646	507	805	690	0	0	0	9	221
	2015	15,861	10,544	1,387	1,635	516	824	727	0	0	0	9	219
	2016	15,560	10,126	1,516	1,635	519	852	669	0	0	0	9	234
	2017	15,173	9,625	1,611	1,604	521	864	689	0	0	0	10	249
	2018	14,867	9,203	1,665	1,589	520	881	708	0	0	0	9	292
尾 三	2014	14,707	8,996	1,072	875	380	1,101	392	23	353	548	15	952
	2015	14,831	8,891	1,021	876	599	1,106	386	20	393	500	17	1,022
	2016	14,368	8,539	951	870	386	863	377	24	322	802	22	1,212
	2017	14,086	8,299	999	863	360	784	388	42	156	613	27	1,555
	2018	13,257	7,228	964	878	357	903	374	45	137	795	28	1,548

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

8) ごみ処理施設の状況

ブロック内では2つの組合において、焼却施設がそれぞれ1施設、粗大ごみ処理施設、リサイクルプラザ、ストックヤード、最終処分場が各1施設設置されている。

(図2-10)

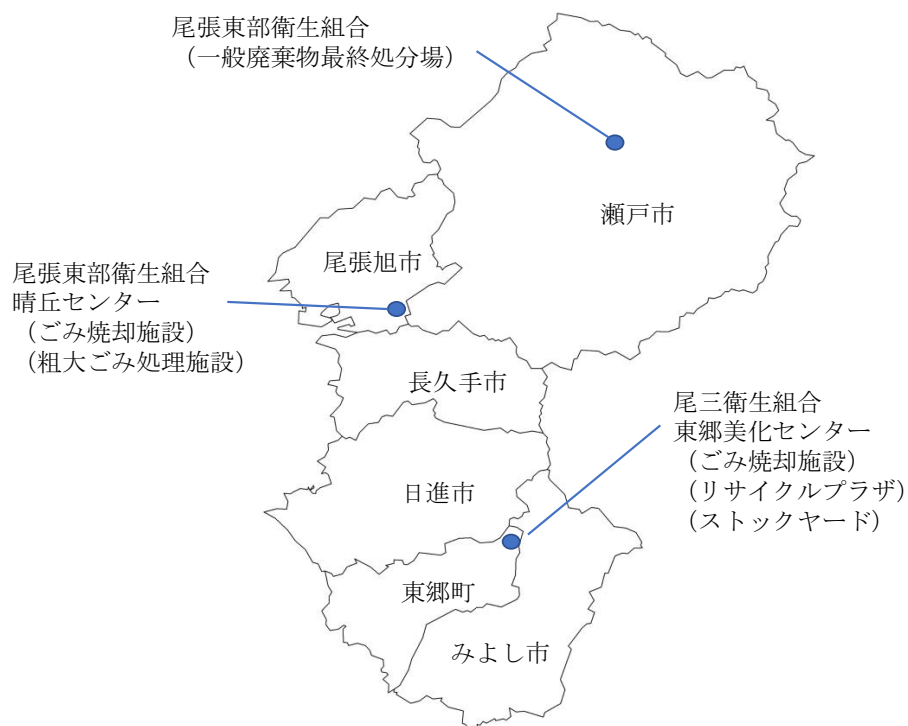


図2-10 ブロック内のごみ処理施設

①焼却施設

ブロック内の焼却施設は、表2-12のとおりである。

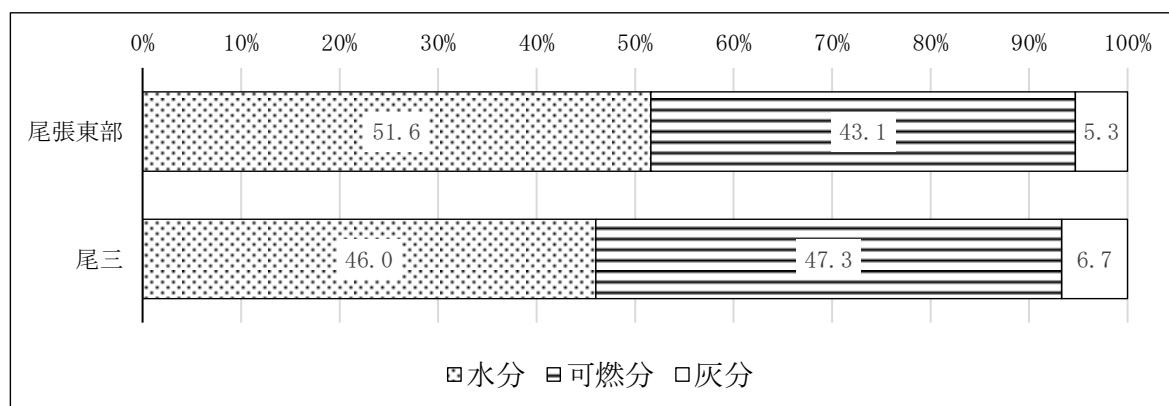
表2-12 焼却施設

事業主体	尾張東部衛生組合	尾三衛生組合
施設名	晴丘センター	東郷美化センター
竣工年月	1992（平成4）年3月	1997（平成9）年11月
延命化目標年度	2031（令和13）年度	2029（令和11）年度
処理能力	300t/日（150t/24h×2炉）	200t/日（100t/24h×2炉）
処理方式	全連続燃焼式機械炉	全連続燃焼式機械炉
余熱利用	場内温水、場内蒸気、発電（場内利用）、場外蒸気、発電（場外利用）	場内温水

尾張東部衛生組合（晴丘センター）は処理能力 300t/日（150t/24h×2炉）、延命化目標年度が2031（令和13）年度となっている。

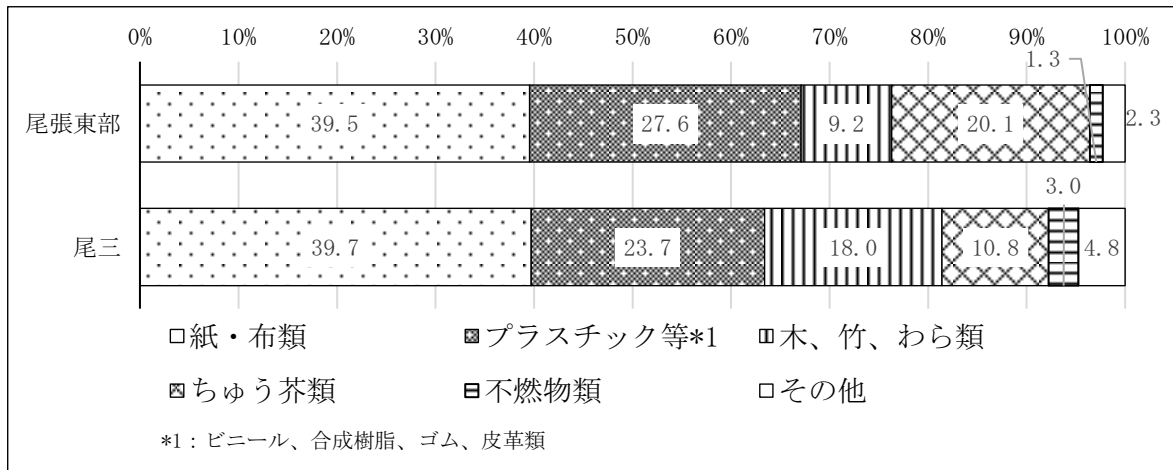
尾三衛生組合（東郷美化センター）は処理能力 200t/日（100t/24h×2炉）、延命化目標年度が2029（令和11）年度となっている。

両施設のごみ組成は、図2-11、2-12及び表2-13、2-14のとおりである。



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図2-11 焼却ごみの三成分（平成26～30年度の平均）



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図 2-12 焼却ごみの組成（平成 26～30 年度の平均）

表 2-13 焼却ごみの三成分

三成分 (%)	尾張東部						尾三					
	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	5年平均	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	5年平均
水分	45.9	51.6	48.1	57.6	54.6	51.6	54.7	47.6	42.8	41.6	43.2	46.0
可燃分	47.2	42.9	45.6	37.8	42.2	43.1	41.5	48.4	47.0	50.5	49.4	47.4
灰分	6.9	5.5	6.3	4.6	3.2	5.3	3.8	4.0	10.2	7.9	7.4	6.7

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

表2-14 焼却ごみの組成

組成 (%)	尾張東部						尾三					
	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	5年平均	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	5年平均
紙・布類	42.6	45.3	39.9	35.1	34.8	39.5	40.0	41.3	35.1	44.6	37.5	39.7
プラスチック等*1	28.7	31.4	21.4	28.2	28.2	27.6	17.1	22.5	20.5	26.9	31.5	23.7
木、竹、わら類	11.4	7.1	9.0	8.6	9.8	9.2	25.1	19.1	18.6	13.8	13.5	18.0
ちゅう芥類	12.7	13.9	26.9	23.6	23.5	20.1	6.6	14.9	14.3	7.5	10.8	10.8
不燃物類	1.7	0.7	1.2	1.7	1.2	1.3	0.5	0.9	6.6	3.5	3.5	3.0
その他	2.9	1.6	1.6	2.8	2.5	2.3	10.7	1.3	4.9	3.7	3.2	4.8

*1: ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

②不燃・粗大ごみ処理施設、資源化施設

ブロック内の不燃・粗大ごみ処理施設及び資源化施設は、表2-15のとおりである。尾張東部衛生組合（晴丘センター）は粗大ごみ処理施設、尾三衛生組合（東郷美化センター）はリサイクルプラザとストックヤードとなっている。

表 2-15 不燃・粗大ごみ処理施設、資源化施設

事業主体	尾張東部衛生組合	尾三衛生組合	
施設	粗大ごみ処理施設	リサイクルプラザ	ストックヤード
竣工年月	1990（平成 2）年 3 月	1999（平成 11）年 3 月	2016（平成 28）年 4 月
処理能力	不燃・粗大ごみ 50t/5h	不燃・粗大ごみ 55t/5h 金属缶 8t/5h* ¹ ガラスびん 12t/5h* ¹	

*1:金属缶ラインは平成 29 年 4 月より停止、ガラスびんラインは平成 28 年 4 月より停止。

③最終処分場

ブロック内の最終処分場は、表 2-16 のとおりである。

表 2-16 一般廃棄物最終処分場

事業主体	尾張東部衛生組合
施設名	一般廃棄物最終処分場
竣工年月	2002（平成 14）年 2 月
埋立面積	21,000m ²
埋立容量	200,000m ³
埋立開始年月	2002（平成 14）年 4 月
受入期間	計画時は 15 年間利用予定であったが、埋立残余容量の進捗に基づき計画を見直し地元の合意を得て、受入期間を延長し、利用中
埋立対象物	焼却残さ、不燃残さ

なお、参考としてブロック内の焼却残さの最終処分先となっている公益財団法人愛知臨海環境整備センター、公益財団法人豊田加茂環境整備公社の状況は、表 2-17 のとおりである。

表 2-17 一般廃棄物最終処分場（参考）

事業主体	公益財団法人 愛知臨海環境整備センター	公益財団法人 豊田加茂環境整備公社
施設名	衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場 <管理型区画>	御船産業廃棄物最終処分場
設置場所	知多郡武豊町字旭 1 番及び一号地 17 番 2 の地先公有水面	豊田市御船町山ノ神 56-8
埋立面積	388,133 m ²	95,000 m ²
埋立容量	4,566,055 m ³	2,191,000 m ³
設置年月	2008（平成 20）年 3 月	1992（平成 4）年 3 月
受入期間	2011（平成 23）年 3 月～2023（令 和 5）年 4 月	1992（平成 4）年 4 月～2035（令 和 17）年 3 月
埋立対象物	焼却残さ	焼却残さ

(3) 周辺自治体、県内自治体及び国内事例等の収集、整理

1) 周辺自治体、県内自治体の広域化の状況

県は、平成9年に国から発出された都道府県向け通知「ごみ処理の広域化計画について」に基づき、平成10年度に県広域化計画（計画期間：平成10年度～平成19年度）を策定した。県広域化計画においては、焼却能力100 t／日以上を基準として県内を24ブロックに、また焼却能力300 t／日以上を基準として県内を13ブロックに区割りし、最終的に焼却能力が300 t／日以上になるよう、焼却施設の集約化を図ることとしていた。

その後、焼却能力100 t／日以上の集約化については概ね達成されたため、第2次県広域化計画（計画期間：平成20年度～平成29年度）を平成20年度に策定し、焼却能力300 t／日以上を基準とした13ブロックごとに市町村による広域化ブロック会議を設置することとし、各ブロック内におけるごみ焼却処理の広域化を推進することを目指している。

現時点では、集約目標を達成した地区は3ブロック（名古屋、春日井、海部津島）となっており、広域化へ向けた施設の建設中が1ブロック（知多南部）となっている。

表2-18 県内の広域化の状況（その1:集約目標達成）

ブロック名	広域化の進捗状況等
名古屋 (5→5)	【完了】 ・北名古屋衛生組合環境美化センターを統合した北名古屋工場が、2020（令和2）年度に供用を開始している。 ・2009（平成21）年度から休止していた富田工場の設備更新工事が2020（令和2）年度に完了し、稼働を開始している。この他、猪子石工場、五条川工場、鳴海工場が稼働しており、5施設への集約化が完了している。なお、南陽工場は2020（令和2）年度から休止している。
春日井 (2→2)	【完了】
海部津島 (1→1)	【完了】

出典：第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画の評価について 資料2 愛知県

*表中の（ ）は、「2020年8月時点の稼働焼却施設数」→「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画における2018年度以降の集約目標数」。

表 2-18 県内の広域化の状況（その 2:広域化を協議中、施設建設中等）

ブロック名	広域化の進捗状況等
尾張北部 (3→1)	【第 1、2 小ブロックの 2 施設へ 2025 年に集約予定】 ・小牧岩倉衛生組合環境センターは 2015（平成 27）年度に施設を更新している。 ・犬山市都市美化センターと江南丹羽環境管理組合環境美化センターは、尾張北部環境組合が 2025（令和 7）年度供用開始に向け統合した焼却施設の整備の手続きを進めている。
尾張西部 (2→1)	【協議中】 ・一宮市尾西清掃事業所を 2008（平成 20）年度に休止している。 ・稲沢市環境センターは 2013（平成 25）年度～2015（平成 27）年度に基幹改良工事を実施、一宮市環境センターは 2014（平成 26）年度～2017（平成 29）年度に基幹改良工事を実施している。
尾張東部・尾三 (2→1)	【協議中】
知多北部 (3→1)	【東海市と知多市の施設を統合し 2 施設へ 2024 年に集約予定】 ・東部知多衛生組合東部知多クリーンセンターは 2018（平成 30）年度に単独で更新している。 ・東海市清掃センターと知多市清掃センターは、西知多医療厚生組合が 2024（令和 6）年度の供用開始に向け統合した焼却施設の建設を行っている。
知多南部 (3→1)	【建設中】 ・知多南部広域環境組合が 2022（令和 4）年度の供用開始に向け統合した焼却施設の建設を行っている。
豊田加茂 (2→1)	【検討中】 ・藤岡プラントは 2015（平成 27）年度～2018（平成 30）年度に基幹改良工事を実施した。渡刈クリーンセンターは供用中である。
岡崎西尾 (3→2)	【2030 年の集約に向け合意】 ・岡崎市八帖クリーンセンター 2 号炉と岡崎市中心クリーンセンターごみ焼却施設を統合した岡崎市中心クリーンセンターガス化溶融施設が、2011（平成 23）年度に供用を開始している。 ・また、岡崎市八帖クリーンセンター 1 号炉と西尾幡豆クリーンセンターごみ焼却施設は、2030（令和 12）年度の統合を目指し手続きを進めている。
衣浦東部 (3→2)	【協議中】 ・刈谷知立環境組合クリーンセンターは、2009（平成 21）年度に施設を更新している。 ・安城市環境クリーンセンターは 2012（平成 24）年度～2014（平成 26）年度に基幹改良工事を実施し、衣浦衛生組合クリーンセンター衣浦は、2014（平成 26）年度～2016（平成 28）年度に基幹改良工事を実施している。
東三河 (5→2)	【協議中】 ・中田クリーンセンターは 2020（令和 2）年度まで稼働し、その後は中継施設への改良を予定している。2021（令和 3）年度からは、民間委託による処理が予定されている。 ・豊川市清掃工場の 1、3 号炉と 5、6 号炉は、それぞれ 2015（平成 27）年度～2016（平成 28）年度、2015（平成 27）年度～2019（令和元）年度に基幹改良工事を実施し、蒲郡市クリーンセンターは 2011（平成 23）年度～2012（平成 24）年度に、新城市クリーンセンターは 2017（平成 29）年度～2021（令和 3）年度に基幹改良工事を実施している。
豊橋田原 (3→1)	【2026～2027 年の供用開始に向け調整中】 ・田原市赤羽環境センターは 2012（平成 24）年度に廃止されている。 ・豊橋市資源化センターと田原リサイクルセンターは、2026（令和 8）年度～2027（令和 9）年度の統合を目指し手続きを進めている。

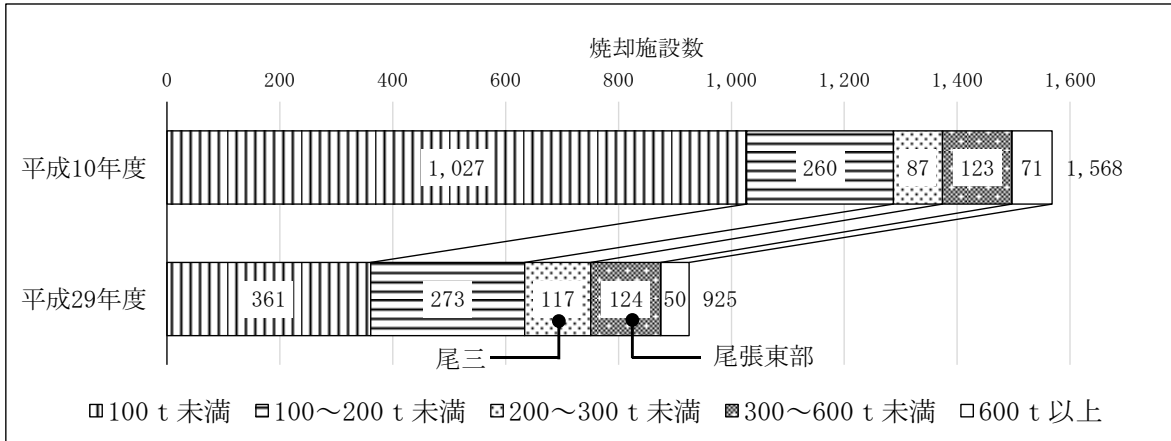
出典：第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画の評価について 資料 2 愛知県

*表中の（ ）は、「2020 年 8 月時点の稼働焼却施設数」→「2018 年度以降の第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画における集約目標数」。

2) 国内での広域化の状況

平成9年に「ごみ処理の広域化計画について（平成9年5月28日付 衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）」が発出され、都道府県はごみ処理広域化計画及びこれに類する計画を策定し、全国で計438の広域化ブロックが設定された。

平成10年度と平成29年度の焼却施設の整備状況は、図2-13のとおりであり、焼却施設数は減少している。



出典：広域化・集約化に係る手引き（令和2年6月 環境省）

図 2-13 全国の焼却施設の整備状況

(4) ブロック構成市町内の民間施設の現状把握、整理

ブロック構成市町内の民間施設については、愛知県産業廃棄物処理業者名簿から当該市町に処理施設を保有する業者を抽出し、更に当該業者のホームページ等から一般廃棄物処理施設許可の有無等を確認して整理した結果は、表2-19のとおりである。

表 2-19 ブロック構成市町内の民間施設の現状把握

施設区分	施設数	処理能力
焼却施設	1	4.8t/日
飼料化施設*1	2	51.4m ³ /日
破碎・選別等資源化*2	12	*2
計	15	—

*1: 処分方法は、乾燥又は混練であるが、当該業者のホームページ情報より飼料化の実施を確認。

*2: 一般廃棄物対象物と想定される廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス等くずの6品目を取り扱う業者を抽出。同一業者であって、圧縮、切断、破碎等の複数の施設を有する場合もあることから処理能力の集計は行っていない。

3. ごみ処理の将来予測

(1) 人口の将来予測

将来人口は、2組合のごみ処理基本計画に定められる予測値の活用を基本とし、将来の予測を行った。

その結果は、図3-1、表3-1のとおりである。

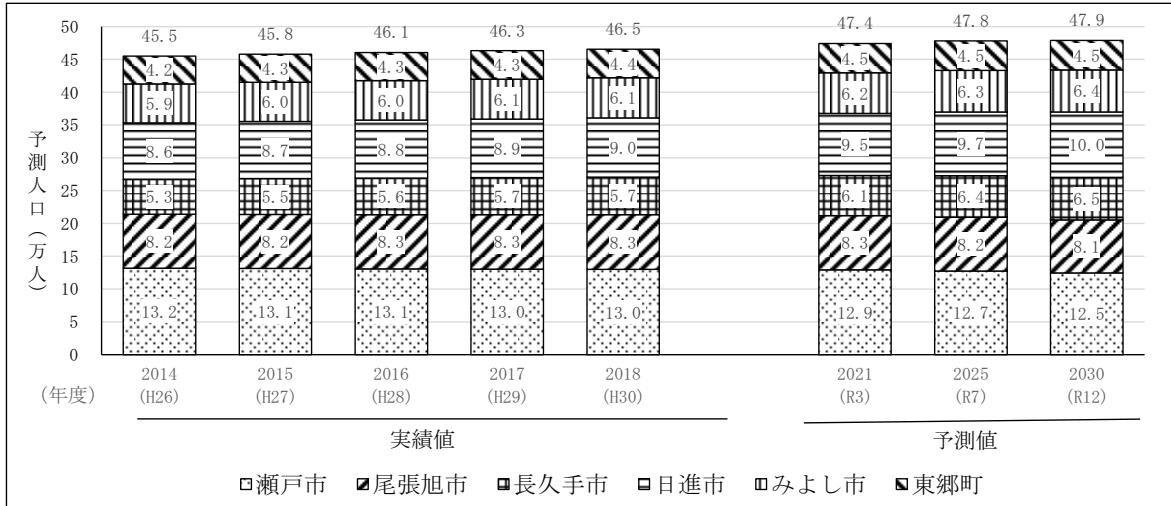


図3-1 人口の将来予測

表3-1 人口の将来予測

年度		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
尾張東部*1	瀬戸市	129,175	128,702	128,575	127,400	127,275	126,724	126,516	125,269	125,060	124,507
	尾張旭市	82,508	82,375	82,469	81,889	81,980	81,732	81,711	81,016	80,988	80,743
	長久手市	61,465	62,003	62,708	62,903	63,611	63,850	64,268	64,157	64,575	64,816
	計	273,148	273,080	273,752	272,192	272,866	272,306	272,495	270,442	270,623	270,066
尾三*2	日進市	94,553	95,187	95,881	96,515	97,178	97,703	98,268	98,832	99,397	99,961
	みよし市	62,037	62,330	62,623	62,916	63,211	63,403	63,400	63,700	63,825	63,950
	東郷町	44,564	44,605	44,760	44,868	44,970	45,071	45,097	45,122	45,148	45,173
	計	201,154	202,122	203,264	204,299	205,359	206,177	206,764	207,654	208,369	209,084
合計	474,302	475,202	477,016	476,491	478,225	478,483	479,259	478,096	478,992	479,150	

*1: 尾張東部の3市は「尾張東部衛生組合 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画-中間見直し- (H31.3)」より。

*2: 尾三の3市町は「尾三衛生組合 第2期 ごみ処理基本計画 (H29.3)」より。ただし、2027~2030年度においては、本計画で追加的に推計。

(2) ごみ排出量の将来予測

ごみ排出量の将来予測は将来人口と同様に、2 組合のごみ処理基本計画に定められる予測値の活用を基本とし、将来の予測を行った。

その結果は、図 3-2、表 3-2 のとおりである。

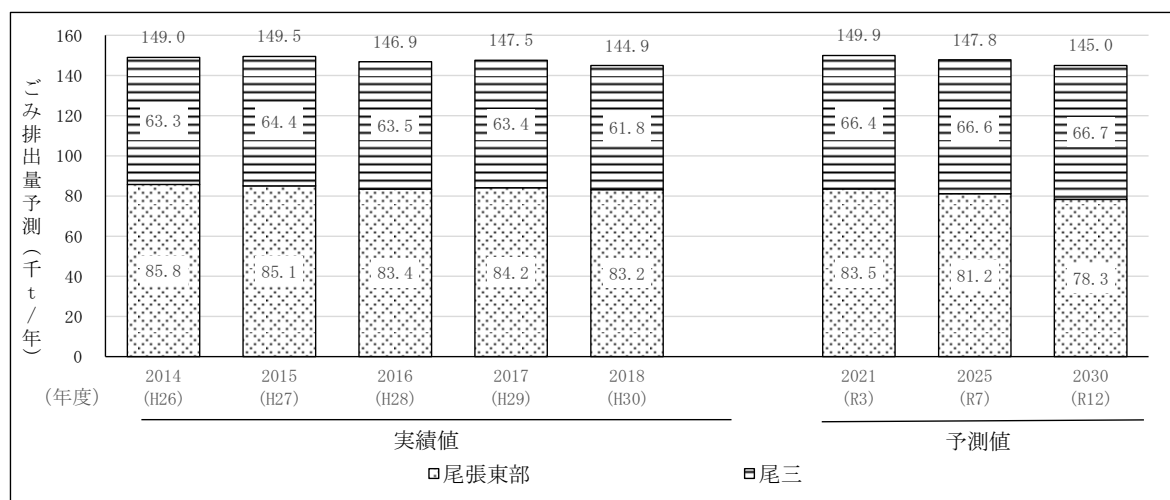


図 3-2 ごみ排出量の将来予測

表 3-2 ごみ排出量の将来予測

年度	(t/年)									
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
尾張東部*1	83,508	82,889	82,472	81,733	81,190	80,563	80,124	79,370	78,803	78,252
尾三*2	66,441	66,484	66,527	66,569	66,612	66,655	66,787	66,953	66,766	66,733
計	149,949	149,373	148,999	148,302	147,802	147,218	146,911	146,323	145,569	144,985

*1:尾張東部の3市は「尾張東部衛生組合 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画-中間見直し- (H31.3)」より。

*2:尾三の3市町は「尾三衛生組合 第2期 ごみ処理基本計画 (H29.3)」より。ただし、2027~2030年度においては、本計画で追加的に推計。

(3) ごみ処理量の将来予測

ごみ処理量の将来予測は、2組合のごみ処理基本計画に定められる予測値の活用を基本とし、将来の予測を行った。

その結果は、表 3-3、表 3-4 のとおりである。

表 3-3 ごみ処理量の将来予測（中間処理量）

年度		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
焼却処理量*3	尾張東部*1	68,277	68,115	68,099	67,823	67,691	67,484	67,416	67,087	66,897	66,711
	尾三*2	51,631	51,665	51,730	51,779	51,833	51,845	51,798	51,932	51,784	51,759
	小計	119,908	119,780	119,829	119,602	119,524	119,329	119,214	119,019	118,681	118,470
破碎・選別量	尾張東部*1	3,056	3,049	3,049	3,037	3,031	3,022	3,019	3,004	2,995	2,987
	尾三*2	3,894	3,886	3,883	3,879	3,877	3,872	3,868	3,873	3,862	3,858
	小計	6,950	6,935	6,932	6,916	6,908	6,894	6,887	6,877	6,857	6,845
中間処理再資源化量	尾張東部*1	891	889	889	886	884	880	880	876	873	871
	尾三*2	2,701	2,703	2,705	2,708	2,711	2,712	2,708	2,713	2,710	2,711
	小計	3,592	3,592	3,594	3,594	3,595	3,592	3,588	3,589	3,583	3,582
合計	尾張東部*1	72,224	72,053	72,037	71,746	71,606	71,386	71,315	70,967	70,765	70,569
	尾三*2	58,226	58,254	58,318	58,366	58,421	58,429	58,373	58,519	58,356	58,328
	小計	130,450	130,307	130,355	130,112	130,027	129,815	129,688	129,486	129,121	128,897

*1:尾張東部の3市は「尾張東部衛生組合 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画－中間見直し－（H31.3）」より。

*2:尾三の3市町は「尾三衛生組合 第2期 ごみ処理基本計画（H29.3）」より。ただし、2027～2030年度においては、本計画で追加的に推計。

*3:可燃ごみ量に不燃・粗大ごみ処理施設からの可燃残さ量を含む。

表 3-4 ごみ処理量の将来予測（最終処分量）

年度		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
焼却残さ埋立量	尾張東部*1	8,928	8,907	8,905	8,869	8,852	8,824	8,816	8,773	8,748	8,723
	尾三*2	6,600	6,604	6,613	6,620	6,628	6,629	6,622	6,641	6,620	6,617
	小計	15,528	15,511	15,518	15,489	15,480	15,453	15,438	15,414	15,368	15,340
不燃物理立量	尾張東部*1	508	507	507	504	503	503	501	499	497	497
	尾三*2	655	654	653	652	652	651	650	651	649	648
	小計	1,163	1,161	1,160	1,156	1,155	1,154	1,151	1,150	1,146	1,145
最終処分量	尾張東部*1	9,436	9,414	9,412	9,373	9,355	9,327	9,317	9,272	9,245	9,220
	尾三*2	7,255	7,258	7,266	7,272	7,280	7,280	7,272	7,292	7,270	7,265
	小計	16,691	16,672	16,678	16,645	16,635	16,607	16,589	16,564	16,515	16,485

*1:尾張東部の3市は「尾張東部衛生組合 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画－中間見直し－（H31.3）」より。

*2:尾三の3市町は「尾三衛生組合 第2期 ごみ処理基本計画（H29.3）」より。ただし、2027～2030年度においては、本計画で追加的に推計。

(4) 災害廃棄物の発生量の予測及び整理

愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月 愛知県）では、愛知県地域防災計画で県内の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられる南海トラフ地震の「過去地震最大モデル」により想定される被害を基に県内市町村別の災害廃棄物発生量の推計等が行われている。

本計画においては、当該計画で推計されたブロック内における災害廃棄物発生量について整理した。

南海トラフ地震の「過去地震最大モデル」により想定されるブロック内の災害廃棄物量は、227,839トンとなっており、平時のごみ排出量（平成30年度実績）の1.6年分となっている。

尾張東部では71,856トンで0.9年分、尾三では155,983トン、2.5年分となっている。

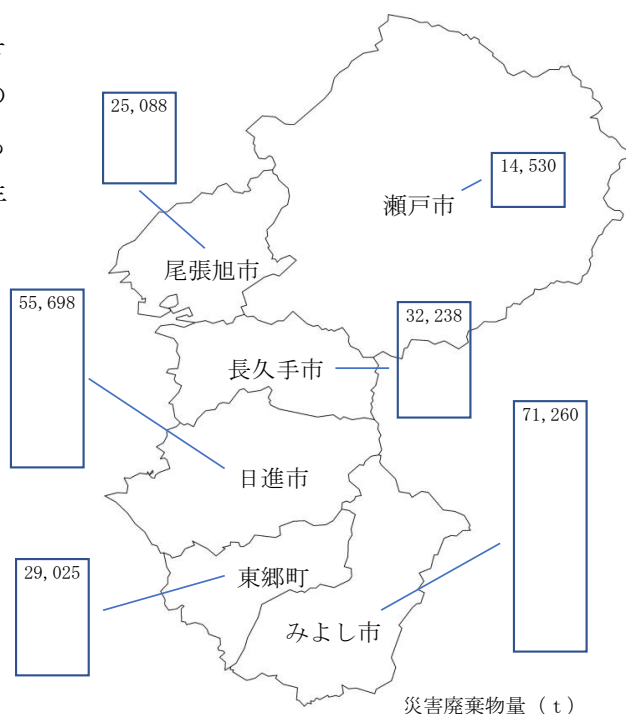


図 3-3 災害廃棄物の発生量の予測

表 3-5 災害廃棄物の発生量の予測

	可燃物		不燃物		災害廃棄物計				ごみ排出量 (H30年度)比*
	(t)	(構成比)	(t)	(構成比)	(t)	(構成比)	選別後の可燃物 (t)	(構成比)	
ブロック全体	35,571	(100.0%)	192,268	(100.0%)	227,839	(100.0%)	26,109	(11.5%)	1.6
尾張東部	11,597	(32.6%)	60,259	(31.3%)	71,856	(31.5%)	8,546	(3.8%)	0.9
瀬戸市	3,623	(10.2%)	10,907	(5.7%)	14,530	(6.4%)	2,716	(1.2%)	0.4
尾張旭市	3,690	(10.4%)	21,398	(11.1%)	25,088	(11.0%)	2,707	(1.2%)	1.0
長久手市	4,284	(12.0%)	27,954	(14.5%)	32,238	(14.1%)	3,123	(1.4%)	1.7
尾三	23,974	(67.4%)	132,009	(68.7%)	155,983	(68.5%)	17,563	(7.7%)	2.5
日進市	8,359	(23.5%)	47,339	(24.6%)	55,698	(24.4%)	6,124	(2.7%)	2.0
みよし市	10,088	(28.4%)	61,172	(31.8%)	71,260	(31.3%)	7,343	(3.2%)	3.5
東郷町	5,527	(15.5%)	23,498	(12.2%)	29,025	(12.7%)	4,096	(1.8%)	2.1

出典：愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月 愛知県）

* 災害廃棄物計 ÷ H30年度のごみ排出量

4. 課題の抽出・整理

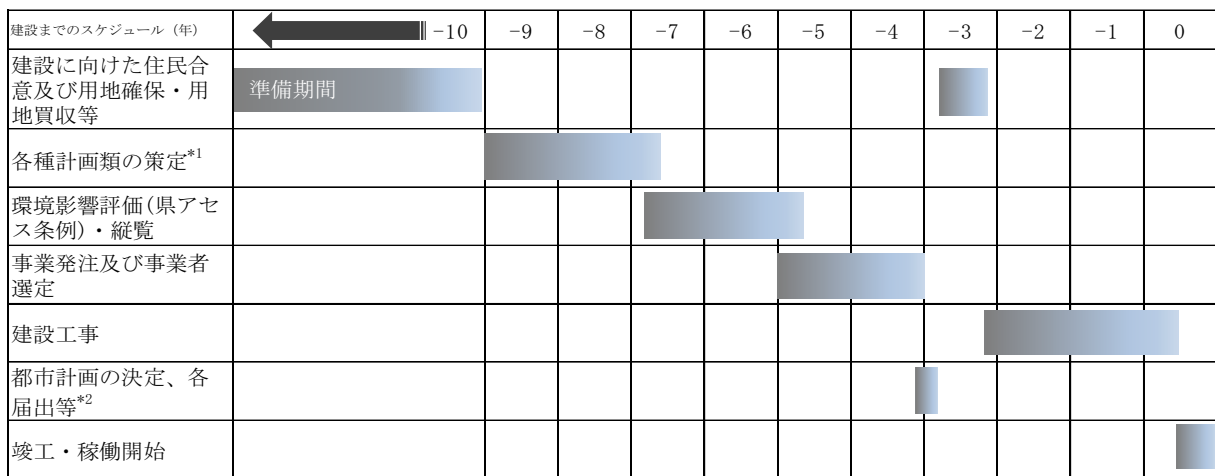
ここでは、「県広域化計画」に基づく、ブロックにて更なる焼却施設の集約化の取り組みを進めるに当たっての課題の抽出及び整理を行った。

ア. 焼却施設の集約のタイミングについて

既存の2つの組合の焼却施設については延命化工事を実施済又は実施中であり、尾三衛生組合は令和元年度に完了し延命化目標年度が2029（令和11）年度、尾張東部衛生組合は施工中で令和3年度に竣工予定であり、延命化目標年度が2031（令和13）年度となっている。両施設の延命化目標年度には2年のズレがあることから、一般的には焼却施設を集約する場合の稼働開始は、延命化目標年度の遅い方に合わせる等の対応が必要となる。

イ. 1 施設集約施設建設に向けた住民合意及び用地確保について

延命化目標年度後の新施設整備にあたっては、用地選定から新施設稼働までには相当な期間を要することから早期の検討等が必要となるが、現時点において、用地確保の目途がっていない。図4-1は、集約施設稼働までの最短スケジュールを示したものであるが、用地選定・確保等の準備期間終了後、新施設稼働開始までには少なくとも9年は必要である。



*1:施設基本構想、ごみ処理基本計画改定、循環型社会形成推進地域計画策定、施設整備基本計画（基本設計）

*2:一般廃棄物処理施設設置届、建築基準法による確認済証の交付（建基法第6条）、建築基準法による計画通知書（建基法第18条2）

図4-1 新施設稼働までのスケジュール例

参考として準備期間に要した県内の事例を整理すると表4-1のとおりである。

西知多医療厚生組合では約3年を要している。なお、本事例は、結果として既存施設敷地内での建替えを選定し用地購入が無かったケースである。

また、新規に用地確保を行った尾張北部環境組合では、候補地検討委員会の開始から用地確保までに約8年を要している。このように、他ブロックの事例をみても、新施設

建設に向けた準備開始から施設稼働までには、約 17 年、少なくとも 12 年以上を要する状況である。

表 4-1 (参考) 建設に向けた住民合意及び用地確保等の準備期間の事例

項 目	西知多医療厚生 組合の事例*1	尾張北部環境 組合の事例*2
建設候補地の抽出	H26. 12	H20. 12
候補地検討委員会及び当該市町で検討	H27. 5～H27. 10	H20. 10
候補地に対して住民説明など		
建設用地決定	H30. 2	H28. 3
建設に向けた準備期間	約 3 年	約 8 年

*1: <http://www.nishichita-aichi.or.jp/gomishori/naiyou/naiyou.html>

*2: <https://www.city.konan.lg.jp/jigyou/kankyou/1003145/1003146/1003183.html>

ウ. ごみの分別区分について

焼却対象となるごみは、可燃ごみ以外に不燃・粗大ごみ処理施設から発生する可燃残さも対象となることが想定され、ブロックが共同でごみを処理することに向けて、処理の効率性や公平性等の観点から分別の統一化が望ましい。

統一にあたっては、ごみ焼却量や最終処分量の最小限化など、ごみ処理による環境への影響を少なくすることを第一に考え、ごみ処理施設の整備と合わせて検討する必要がある。

エ. 最終処分場について

焼却残さは、尾張東部衛生組合が自前の最終処分場と（公財）愛知臨海環境整備センター、尾三衛生組合は（公財）愛知臨海環境整備センターと（公財）豊田加茂環境整備公社で最終処分している。

現状では、ブロック構成市町内には民間処理施設の最終処分場が存在しないことから、尾張東部衛生組合の現有施設、上記 2 つの最終処分場での今後の受入状況及び大規模災害対応として必要な機能等を踏まえた広域化の枠組みに取り組む検討も必要である。

5. 広域化の基本方針の設定

(1) ごみの減量目標の設定

1) 国の循環基本計画等の目標値とブロックの現状の比較

「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の改定について（事務連絡）（令和2年3月16日 環境省）」によれば、令和2年度以降については、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定）（以下、「循環基本計画」という。）等の目標を参考にして施策を進めるとなっている。

循環基本計画における一般廃棄物に関する代表的な目標値とブロック内の状況の比較は、表5-1のとおりである。

表5-1 国の循環基本計画における代表的な目標値とブロックの比較

目標指標	国の目標値と達成状況等				国の目標値と本ブロック現状値との比較				
	2025年度目標の考え方	目標値 2025年度	全国実績値		国の目標値 2025年度	ブロック内			
			2018年度	達成状況		達成状況	尾張東部	尾三	
① 1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	2016（平成28）年度（925g）比で8%減	850	918	×	850	851	△	840	866
② 1人1日当たりの家庭ごみ排出量(g/人・日)	2016（平成28）年度（507g）比で13%減	440	505	×	*1 440	517	×	526	505
③ 事業系ごみ排出量	2016（平成28）年度（1,299万t）比で15%減	1,100万t	1,304万t	×	*2 99千t	32千t	○	17千t	15千t
④ 再生利用率(%)	2000（平成12）年度（14.3%）の1.3倍増	28	19	×	28	19.4	×	17.9	21.6
⑤ 最終処分量	2000（平成12）年度（1,051万t）比で70%減	320万t	384万t	×	*2 6千t	15千t	×	9千t	6千t

*1: 「家庭排出ごみ」＝「生活系ごみ」－「集団回収量」－「資源ごみ」－「直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの」

*2: 国の目標値の考え方に基づき、本県の実績値より目標値に置き換えたもの

なお、県の計画である愛知県廃棄物処理計画は、今年度において見直し作業が進められているが現行計画（平成29年度～令和3年度）は、表5-2のとおりである。

表5-2 愛知県廃棄物処理計画（平成29年度～令和3年度）の目標

排出量	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	再生利用率	最終処分量
● 平成26年度に対し、約6%削減する。	● 500グラムとする。	● 平成26年度の約22%から約23%に増加させる。	● 平成26年度に対し、約7%削減する。

また、各市町のごみ処理基本計画及び国の循環基本計画の方針等を踏まえブロック構成市町でのごみの発生・排出抑制に係る代表的な共通指標を表5-3に整理した。

表 5-3 ごみの発生・排出抑制に係る共通指標に係る現状値 (2018 (平成 30) 年度)

項目	ブロック内									
		尾張東部			尾三			日進市	みよし市	東郷町
		瀬戸市	尾張旭市	長久手市						
① 1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	851 (100)	840 (99)	838 (98)	815 (96)	881 (104)	866 (102)	849 (100)	899 (106)	857 (101)	
生活系ごみ	663 (100)	665 (100)	699 (105)	646 (97)	618 (93)	660 (99)	670 (101)	634 (96)	673 (101)	
事業系ごみ	188 (100)	175 (93)	140 (74)	169 (90)	263 (140)	207 (110)	178 (95)	265 (141)	184 (98)	
② 1人1日当たりの家庭ごみ排出量(g/人・日)	517 (100)	526 (102)	588 (114)	473 (91)	466 (90)	505 (98)	476 (92)	514 (99)	555 (107)	
③ 市町GDP*1 1万円当たりの事業系ごみ排出量(t/万円)	1.6 (100)	1.9 (115)	1.4 (85)	2.4 (147)	2.4 (148)	1.4 (87)	2.2 (135)	0.9 (56)	2.3 (141)	
④ 再生利用率 (%) *2	19.4 (100)	17.9 (92)	14.6 (75)	22.7 (117)	18.4 (95)	21.6 (111)	25.4 (131)	19.2 (99)	17.1 (88)	

表中の()内は、ブロック内値に対する比。

*1:各市町の市内総生産額『(出典:愛知県統計課より直近の2017年度値を使用。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toukei/2017incom1.html>』

*2:再生利用率は、(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) *100

2) 各市町におけるごみの減量化施策及び減量化目標について

各市町の現行計画(ごみ処理基本計画等)で設定している減量化目標等を整理すると、表5-4のとおりである。

また、各市町の目標値の達成に向けたごみの減量化施策は、「8.資料編(3)各市町におけるごみの減量化施策(p66)」を参照するものとする。

本計画においては、ブロックにおける新たな減量化目標値の設定を行わず、各市町が策定した目標値を各市町が達成することを目指すものとする。

表 5-4 各市町のごみ処理基本計画等で設定している減量目標等

瀬戸市	項目	単位	基準値 2012(H24)	目標値 2023(R5)	
	家庭系・事業系の総ごみ・資源物排出量【目標】	t/年	43,164	36,000	
	資源化率(家庭から排出される不要物のうち資源物の割合) 【参考指標】	%	22.6	26.4	
	1人1日当たりのごみ排出量(家庭系+事業系)『家庭及び事業所から排出されたごみ量(資源物は除く)』【参考指標】	g/人・日	727	609	
	家庭系1人1日当たりのごみ・資源物排出量【参考指標】	g/人・日	742	656	
	家庭系1人1日当たりのごみ排出量『家庭から排出されたごみ量(資源物は除く)』【参考指標】	g/人・日	574	483	
尾張旭市	項目	単位	基準値 2012(H24)	目標値 2023(R5)	
	総ごみ排出量	g/人・日	921	777	
	処分ごみ排出量	g/人・日	696	577	
	家庭系処分ごみ排出量	g/人・日	519	428	
	事業系ごみ排出量	t/日	14.6	12.2	
	1人1日当たり事業系ごみ排出量(参考指標)	g/人・日	177	149	
	燃えるごみ中の資源ごみ混入率(3年平均値)	%	30.4	23.1	
	資源化率	%	30.0	32.0	
長久手市	項目	単位	現状値 2017(H29)	目標値 2023(R5)	
	1人1日当たりのごみ排出量(家庭系+事業系)『資源ごみ・集団回収ごみ除くごみの量』	g/人・日	699	633	
	事業系ごみ排出量『資源ごみ・集団回収を除くごみの量』	t/年	4,775	4,729	
	資源化率『資源(集団回収も含む)の割合』	%	25.2	27	
日進市	項目	単位	基準値 2015(H27)	目標値 2026(R8)	理想値 2026(R8)
	年間ごみ量(家庭系+事業系)	t/年	21,996	22,680	20,321
	1人1日当たり家庭系ごみ量	g/人・日	515	483	433
	リサイクル率	%	27.1	30	35.5
みよし市	項目	単位	現状 2016(H28)	目標値 2020(R2)	目標値 2026(R8)
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	554	500	—
	リサイクル率	%	21.1	27	27
東郷町	項目	単位	現状値 2015(H27)	目標値 2021(R3)	目標値 2026(R8)
	1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	914	919	895
	1人1日当たりの処理しなければならない家庭系のごみ量	g/人・日	587	500	483
	資源回収率	%	20.4	22.0	24.0

(2) ブロック構成市町のごみの発生・排出抑制のための方策検討

家庭ごみについては、各市町のごみ処理基本計画に基づき、ごみの排出の削減を基本としたごみの発生・排出抑制の取り組みが行われている。

1人1日当たりの家庭ごみ排出量のブロック内の平均値は、517グラムである。全国値（505グラム）より高い水準となっているため、更なるごみの発生・排出抑制を推進する必要がある。

ブロック内の事業系ごみ排出量は、国の循環基本計画の目標値を十分に達成している。また、各市町においては、事業系ごみ排出抑制施策として、搬入物調査や排出物調査等を実施し、適正処理を推進している。

今後も排出抑制とともに資源化を推進することで、焼却量の削減等を図るものとする。

(3) 広域化の対象施設の抽出

1) 広域化・集約化の方式

「広域化・集約化に係る手引き（令和2年6月 環境省）」で示されたごみ処理施設の広域化・集約の6つの方式を基にして概要等を整理したものは、表5-5のとおりである。

表5-5 ごみ処理施設の広域化・集約化の方式

類型	概要	メリット○・デメリット△
①組合設立	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係市町が構成員となる一部事務組合又は広域連合等（組合等）を設立し、関係市町のごみ処理を実施。 ● 都道府県境を越えた組合等の設立事例も存在。 ● 組合等を設けることなく、地方自治法の「連携協約」と「事務の委託」の組み合わせにより広域処理を実施する取り組みも進行中。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係市町がそれぞれの市町の議会对応を行うため、広域化・集約化に対する議会の承認を得やすい。 ○ 一部事務組合に加入すると、最短でも2年間は脱退できないため、途中で広域処理から抜ける市町が出ることを防止できる。 △ 既存の一部事務組合に新たに市町が加入する場合、加入に係る一時的な負担金の発生及び恒久的な負担金割合の調整が必要となる。
②ごみ種別処理分担	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数の市町においてごみの種類毎に分担（最終処分含む）を決め、分担されたごみ種類について、他市町のごみを受け入れて処理。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係市町全体ではごみ処理施設の施設数が削減される。 ○ 1つの市町で全ての種類のごみ処理施設を整備・運営する必要がないため、負担を軽減できる。 △ 焼却施設や最終処分場等の特定の施設が立地する市町の住民が不公平感を生じる恐れがある。
③大都市受入	<ul style="list-style-type: none"> ● 大都市が周辺市町のごみを受け入れて処理。 ● 地方自治法の規定に基づく事務委託及び行政協定等により受け入れを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係市町全体ではごみ処理施設の施設数が削減される。 ○ 新しく組織を作る必要がないため、そのための手間を省略できる。 ○ ごみを受け入れる市町としては、ごみ排出量の減少に伴って生じたごみ処理施設の余力を活用できる。これにより、ごみ処理事業経費を削減できる可能性がある。 ○ 財政基盤が乏しい中小市町がごみ処理施設を整備・運営する必要がなくなる。 △ ごみ処理を委託する市町はごみ処理施設の整

類型	概要	メリット○・デメリット△
		備・運営には関わらないため、人材育成やノウハウの蓄積が行われず、ごみ処理体制の長期性・安定性に疑問が残る。
④相互支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期整備及び基幹改良事業等の施設停止の際に他の市町のごみを相互に受け入れ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設停止時のごみ処理を他の市町が受け持つことにより、施設の余裕率を低く設定でき、ごみ処理施設の規模縮小が可能となる。 ○ 全炉同時の稼働又は定期整備が可能となり、廃棄物発電の効率が向上するとともに、建設費を削減できる。 ○ それぞれの市町が独立したごみ処理システムを保有することになるため、市町間の足並みを揃える必要がない。 ○ 突発的な施設停止時の対応が容易となる。 △ ごみ処理施設の施設数は削減されない。 △ 施設間で定期整備及び基幹改良事業等の時期が重複しないように調整する必要がある。
⑤他のインフラとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水処理施設等のインフラ由来の廃棄物をごみ処理施設にて一括処理（逆に、下水処理施設で生ごみ等を受け入れて処理することも可能）。 ● 廃棄物処理法第11条第2項により一般廃棄物と産業廃棄物を合わせて処理することができる。 ● し尿汚泥や下水汚泥をバイオガス化施設で処理している事例、し尿汚泥や下水汚泥を焼却施設で可燃ごみと混焼している事例等がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物系バイオマスを集約することで、マテリアル利用やエネルギー利用に必要な量が確保される。 ○ し尿汚泥や下水汚泥を合わせて処理する場合、汚泥のみを対象とした処理設備の整備が不要となるとともに、民間の産業廃棄物処理業者に委託する場合と比べて、処理費を削減できる可能性がある。 △ 連携を行う施設が隣接していない場合、廃棄物の運搬方法を検討する必要がある（例えば、汚泥の運搬時には臭気対策が必要）。 △ 一般廃棄物と産業廃棄物を合わせて処理する場合、その理由付けや都道府県への確認に時間を要する可能性がある。 △ 既存のごみ処理施設ではインフラ由来の廃棄物を処理できないこともあるため、施設の整備状況を踏まえた導入の検討が必要である。
⑥民間活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町が民間の廃棄物処理業者に中間処理を含むごみ処理を委託。 ● 現状では、委託の対象となるごみは資源ごみや処理困難物等が主であり、可燃ごみについては、一時的な受入という位置づけのことが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町のごみ処理施設の施設数が削減される。複数市町がごみ処理を委託する場合、ごみ処理施設が集約化されたことになる。 ○ 市町で小規模の焼却施設を整備・運営する場合よりも、ごみ処理事業経費を削減できる可能性がある。 △ 委託する市町が一般廃棄物の統括的な処理責任を果たすために、処理状況を適切にモニタリングすることが必要である。 △ 民間の廃棄物処理業者が廃業した場合、ごみ処理事業停止のリスクがあるため、バックアップ体制の構築が必要である。

2) 対象施設

「県広域化計画」では、ブロックにおいて更なる焼却施設の集約化を進める計画となっており、本計画においても、焼却施設は、現状の尾張東部衛生組合と尾三衛生組合の2施設体制から1施設集約を想定した検討を行うものとする。

また、不燃・粗大ごみ処理施設も広域化の対象とするが、検討にあたっては、焼却施設のみ集約化の検討、焼却施設と不燃・粗大ごみの処理施設の一体化も含め、中長期的な視点から柔軟に対応していくものとする。

表 5-6 は、焼却施設に併せて不燃・粗大ごみ処理施設の集約を検討する際のポイント（メリット・デメリット）の整理である。

表 5-6 不燃・粗大ごみ処理施設の集約化のメリット・デメリット

	メリット○・デメリット△
焼却施設と不燃・粗大ごみ処理施設の集約	<ul style="list-style-type: none"> ○ 焼却施設からのエネルギーを不燃・粗大ごみ処理施設へ供給することで、中間処理システム全体の外部からのエネルギー購入が減少。 ○ 不燃・粗大ごみ処理施設からの可燃残さの焼却施設への搬入もスムーズで、効率的。 △ 構成市町間で異なる分別区分（不燃ごみ、資源物（金属、陶磁器・ガラス））の調整は、難航・長期化する場合あり。 △ 2 施設を収容する広大な施設用地の確保が必要。
焼却施設のための集約	<ul style="list-style-type: none"> ○ 時間を要する構成市町間での分別区分の調整が不要。 ○ 焼却施設のための集約であるため必要となる施設用地は 2 施設の集約に比して小規模。 △ 不燃・粗大ごみ処理施設は、焼却施設からのエネルギー供給が得られないため、その分ランニングコスト（電気使用量）が上昇。 △ 不燃・粗大ごみ処理施設からの可燃残さを焼却施設へ搬入する際は、運搬業務が必要となり、その面で非効率。

(4) 目標年次の設定

本計画の計画期間は令和 3～12年度の概ね10年とする。

(5) 廃棄物処理体制の抽出

1) 広域化の廃棄物処理体制

ブロックでは、経済面・環境面での効率化が期待できる焼却施設及び不燃・粗大ごみ処理施設について、広域化・集約化を目指すものとする。(図 5-1)

なお、本計画では、主に焼却施設について検討することとする。

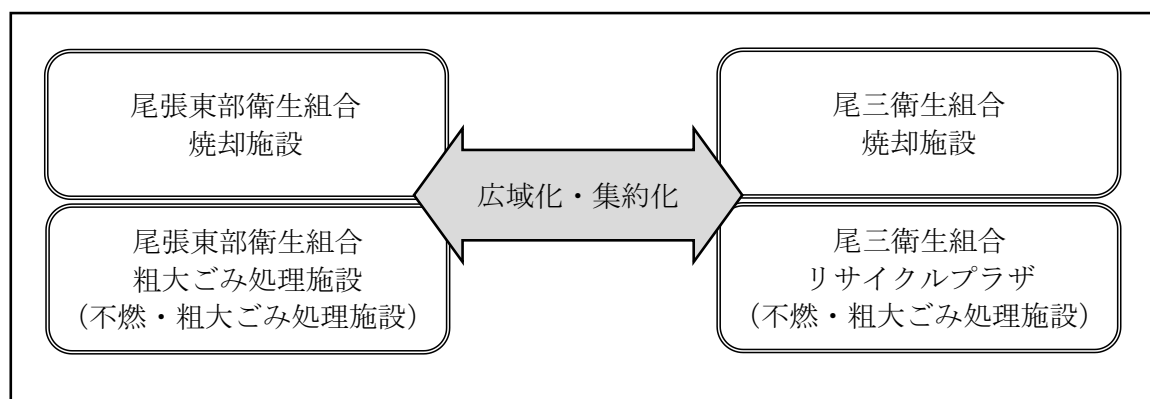


図 5-1 広域化・集約化の廃棄物処理体制

2) ごみ処理方法

3R推進の観点からごみの発生抑制を最優先したうえで、排出されたごみのうち資源としての利用が可能なものは積極的に資源化を進めることを基本とする。

資源化が困難なごみについては、焼却処理とするが低炭素社会及び地球温暖化対策に寄与する観点からごみを焼却する過程で発生する熱エネルギーを回収し有効利用するものとする。

3) ごみの分別

施設の能力を最大限に発揮させ、効率よく資源物や熱エネルギーを回収するためには、処理対象物の性状が統一されていることが望ましい。そのため、ごみの分別区分や収集方法等を統一するための検討が必要になる。

ブロック内での分別区分、収集方法等を統一するための調整が長期化することも想定されることから、広域化のスケジュールに応じて柔軟に検討していくものとする。

4) 収集・運搬

収集・運搬は、現在、各市町において実施している方式を継続するものとする。

なお、新施設立地場所によっては、地域間で運搬距離に偏りが生じる可能性があり、必要に応じて中継施設による運搬距離の偏りの平準化等の対策を検討していくものとする。

5) 焼却施設規模

焼却対象ごみ量は、「可燃ごみ」と「不燃・粗大ごみ処理施設から発生する可燃残さ」とし、次の式により設定する。

＜焼却施設規模の算定＞

焼却処理能力＝年間処理量（t）÷年間実稼働日数（280日）÷調整稼働率0.96
 [年間実稼働日数]

（365日－年間停止日数85日）＝280日

85日の内訳は、（整備補修期間30日＋補修点検15日×2回＋全停止期間7日
 ＋起動に要する日数3日×3回＋停止に要する日数3日×3回）

[調整稼働率]

焼却施設が正常に運転される予定の日でも故障の修理、やむを得ない一時休止等のために処理能力が低下することを考慮した係数（96%）

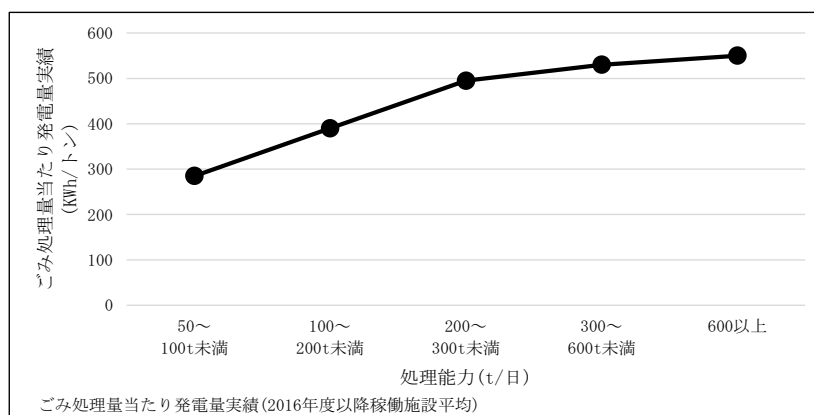
出典：ごみ処理施設整備の計画・設計要領

6) 余熱の有効利用について

焼却施設の処理能力が大きくなるほど、タービン発電機の効率の向上、入熱に対する放熱量の減少及び排水循環利用時のガス温度低下の抑制等により、廃棄物発電のごみ処理量あたりの発電量は増加する傾向となっている。（図5-2）

熱や電気として回収したエネルギーは、焼却施設の場内で利用する他、余剰分を外部に供給することもできる。エネルギーを電気として供給する場合、近隣に需要先がなくても、送電線に接続することにより、遠方への供給が可能となる。一方で、エネルギーを熱として供給する場合、遠方への供給は困難となるが、近隣に熱需要先が存在する条件では、効率の高いエネルギー利活用が可能となる。

余熱の有効利用については、廃棄物エネルギーを効率的に回収・利活用することで化石燃料の使用量の削減、温室効果ガス排出量の削減への貢献を図っていくものとする。



出典：「広域化・集約化に係る手引き（令和2年6月 環境省）」より作成。

図5-2 焼却施設の処理能力とごみ処理量当たりの発電量

なお、全国の焼却施設における余熱利用の事例は、表 5-7 のとおりである。

表 5-7 焼却施設における場外での熱利用の事例

例	規模 (t/日)				計
	50未満	50以上～ 100未満	100以上 ～200未 満	200以上	
福祉施設	-	0	3	22	25
温水プール	-	0	3	41	44
保養施設	-	0	0	1	1
地区集会所・コミュニティーセンター	-	0	1	4	5
下水汚泥処理施設	-	0	0	2	2
園芸等	-	0	0	1	1
スポーツ関係施設	-	0	2	20	22
浴湯	-	0	3	5	8
地域給湯、暖房	-	0	0	10	10
文化関係施設	-	0	0	1	1
その他	-	1	7	26	34

出典：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版（公益社団法人全国都市清掃会議）

7) ごみ処理主体

ごみ処理主体は、現状と同様の公設公営だけでなく、PFI/PPP 手法を優先し、民間事業者のノウハウや資金力の活用を検討する。

8) 最終処分

焼却残さは、尾張東部衛生組合が自前の最終処分場と（公財）愛知臨海環境整備センター、尾三衛生組合は（公財）愛知臨海環境整備センターと（公財）豊田加茂環境整備公社で最終処分している。

現状では、ブロック構成市町内には民間処理施設の最終処分場が存在しないことから、上記 2 つの最終処分場での今後の受入状況等の情報を収集しつつ廃棄物処理の効率性や確実性に配慮していくものとする。

9) 災害対応について

災害対応として、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することで、地域の防災拠点として、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も期待がされていることから、これらの機能を取り入れていくものとする。

災害対策の強化と広域化・集約化に期待される事項は、次のとおりである。

災害対策の強化と広域化・集約化について

①災害時のごみ処理事業の継続性の確保

- ・ 広域的な災害廃棄物処理体制を構築することにより、災害時にごみ処理施設の稼働が困難となった場合においても、連携関係にある施設での受入が可能となり、ごみ処理事業を継続し、速やかな災害廃棄物処理を実施することができる。
- ・ 特に、ごみ処理施設を集約した場合には、広域的な災害廃棄物処理体制の構築は重要。

②施設やシステムの強靱化に対する投資の重点化

- ・ ごみ処理施設を集約した場合、整備する施設数が削減されるため、施設やシステムの強靱化に対する投資を重点化できる。
- ・ 施設やシステムの強靱化の内容としては、地震対策としての建物の耐震化・免震化等、洪水対策としての新設時の盛土による地盤高さの調整等が挙げられる。
- ・ また、災害に備えて、避難所、災害対策の拠点、防災備蓄基地として準備することや電力消失時でも自立稼働が可能となるよう非常用発電機を設置すること等が挙げられる。

出典：広域化・集約化に係る手引き（令和2年6月 環境省）より作成。

10) 地域への新たな価値の創出について

社会インフラとしてのごみ処理施設の機能を一層高め、地域の特性や循環資源の性状等に応じて、地域循環共生圏の核となりうる施設整備を推進する等、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要とされている。

ごみ処理施設を広域化・集約化することで、スケールメリットによりエネルギー回収率の高効率化が図られるとともに、施設への投資を重点化でき、各種機能をより高度化することに期待されていることから、地域のニーズを踏まえ積極的に取り入れていくものとする。

地域への新たな価値の創出の具体例は、表 5-8 のとおりである。

表 5-8 地域への新たな価値の創出の具体例

項目	具体例
① 地域のエネルギーセンターとしての活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物発電により回収した電力及び蒸気を施設内で利用するほか、隣接する公共施設に供給。 ・ 廃棄物発電により回収した電力を市町も出資する地域新電力に供給し、太陽光等も含めたエネルギーの地産地消と地域での経済循環を図る。 ・ 廃棄物発電により回収した電力を次世代型路面電車（LRT）に供給。

項目	具体例
②廃棄物エネルギーを利用した産業振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物発電のタービン排熱を隣接する都市ガス工場における液化天然ガスを気化させるための熱源として供給。 ・ 焼却排ガスから分離・回収したCO₂及び排熱を隣接する農業施設に供給することで、CO₂を利用した産業の創出を図る。 ・ 廃棄物発電により回収した電力を施設内で利用するほか、隣接する公共施設や温浴施設に供給するとともに、電力会社に売電。また、隣接する農業施設への熱供給を実施。
② 災害時の防災拠点としての活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃工場を指定避難所に位置づけ、地域防災計画にも明記。災害時に避難可能なスペース及び防災備蓄品（生活用品、衛生用品、水、食料品）を備えるとともに、非常用電源による施設への電力供給とプラントの立ち上げを可能とした。
③ 循環資源の有効活用の中心施設としての強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徹底した分別を行うことで、焼却処理に頼らない低コストのごみ処理方式を構築し、SDGs 型リサイクル地域経営を実施。生ごみ等から回収したバイオガスを隣接する都市ガス事業者にガス原料として供給。
④ 環境教育・環境学習の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃工場に隣接した環境学習施設を整備。

出典：広域化・集約化に係る手引き（令和2年6月 環境省）

1 1) 気候変動対応について

近年、災害への対応として、ごみ処理施設を災害時の「指定避難所」やフェーズフリー¹を取り入れた防災機能を有する施設も建設されている。

更に、近年、多発している水害等災害廃棄物の処理においては、焼却施設での住民からの直接搬入受入れ処理や仮置場として活用も多くみられる。なお、被災地がごみ処理施設から遠方である場合は、住民の災害廃棄物の運搬に障害となる場合もある。

災害対応の側面を考慮した場合、1施設に集約された処理施設よりブロック内で分散した施設の方が活用性のメリットがある場合もある。

1 2) 広域化の廃棄物処理体制の構築と住民合意について

平成23年度廃棄物処理の3R化・低炭素化改革支援事業委託業務報告書（環境省）によれば、ごみ処理広域化が進まない「住民の理解」について、次のとおり報告されている。

¹ フェーズフリーまたはフェイズフリー（Phase Free）とは、平常時と災害時という社会のフェーズ（時期、状態）を取り払い、普段利用している商品やサービスが災害時に適切に使えるようにする価値を表した言葉。

住民の理解

- ・ ごみ処理の広域化にあたっては、当該施設の設置場所候補の近隣住民等から反対が起きるため、どの地域に施設を設置するのかを調整することが難しい。住民が反対する理由は、周囲の環境への悪影響や、農作物への影響が懸念されるためである（いわゆる NIMBY 問題）。
- ・ ごみ処理広域化実現のためには、地域区分内の市町でごみの分別区分を統一していく必要があるが、調整が難しい。分別区分が増加する市町の住民は負担が増加する。一方、分別区分が減少する市町では、住民の理解が得られない可能性がある。

出典：平成 23 年度廃棄物処理の 3R 化・低炭素化改革支援事業委託業務報告書（環境省）

ブロックにおいては、既存の 2 つのごみ処理施設を 1 つに集約した場合、ごみ収集・運搬車両が 1 か所に集中することから、施設立地の近隣住民に対する十分な説明等が重要となる。

また、施設立地場所によっては、処理施設へ直接搬入する住民及び事業者における負担増にも留意する必要がある。

6. 廃棄物処理体制の比較検討

(1) 広域化の効果の検討項目について

1) 広域化効果の検討項目

広域化の効果の検討にあたっては、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）（平成31年3月29日付 環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）」で示された項目（表6-1）を基本として、施設の広域化・集約化において経済面・環境面での効率化が期待される焼却施設について検討を行うこととする。

なお、本計画では、定量的な評価項目として表6-1中の「経済性・効率性」と「温室効果ガス排出量の削減」の検討を行い、「施設の集約に伴う地域インフラ整備」及び「メタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設の整備」については、定量的な評価が難しいこと等の理由により、本計画における検討項目より除外した。

表 6-1 広域化効果の検討項目

必要性	項目（検討要素）
(1) 持続可能な適正処理の確保	経済性・効率性
	社会状況の変化への対応（人口動態等）
(2) 気候変動対策の推進	エネルギー消費節約
	温室効果ガス排出量の削減
(3) 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進	メタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設の整備
(4) 災害対策の強化	広域的廃棄物処理体制
	地域の防災拠点等社会インフラ
(5) 地域への新たな価値の創出	廃棄物のエネルギー回収
	地域に新たな価値を創出

2) 本モデルにおける設定条件等

①焼却対象ごみ量

(焼却対象ごみ量)

- ・ 焼却対象ごみ量は、3. (3)（表3-3）で示した2030年度の「可燃ごみ」と「不燃・粗大ごみ処理施設から発生する可燃残さ」を対象とした。
- ・ なお、焼却対象ごみ量からの施設規模は、以下の計算式で求めた。

$$\text{焼却処理能力} = \text{年間処理量 (t)} \div \text{年間実稼働日数 (280日)} \div \text{調整稼働率} 0.96$$

(災害時における対応)

- ・ 災害時における対応として、3.(4)で整理した想定される災害廃棄物の排出量のうち選別後の可燃物量(表3-5)より試算した。
- ・ 災害廃棄物処理分担率を10%と仮定して計算した結果、処理終了までの期間が約1年程度となった(表6-2(e))ことから、本計画においては、災害廃棄物処理分担率10%を適応することとした。

以上の結果から、焼却施設の規模は、表6-2の(d)に示す広域化1施設体制の場合が485t/日、現行の2施設体制の場合は、尾張東部を273t/日、尾三を212t/日とした。

表6-2 焼却施設の規模試算

項目	単位	算定式	ブロック全体	尾張東部	尾三
(a)焼却ごみ量	t/年		118,470	66,711	51,759
(b)施設規模(通常ごみ)	t/日	(a)/280日/0.96	441	248	193
(c)災害廃棄物焼却量	t		26,109	8,546	17,563
(d)施設規模(通常+災害ごみ)	t/日	(a)/280日/0.96×1.1	485	273	212
(e)災害廃棄物処理に係る日数	日		298	276	327

②焼却方式

処理方式は「連続燃焼方式」とし、焼却方式については「ストーカ方式」、「シャフト方式」、「流動ガス化方式」のいずれかであると想定した。

③収集運搬対象ごみ量

収集運搬対象ごみ量は、2030年度の家庭系可燃ごみ量とした。(「8.資料編(4)収集運搬における現行2施設体制と集約1施設体制との効果試算(p77)」表中のB1を参照。)

④広域化の効果の検討に係る考慮事項

- ・ ブロック内の6市町においては、現在、2つの組合を設立し、すでに焼却施設を集約した広域的なごみ処理を取り組んでいること。
- ・ 4.イで示した「1施設集約施設建設に向けた住民合意及び用地確保について」において、現有施設の延命化目標年度を目指した1施設集約には、用地確保等のスケジュールの課題が懸念されること。

上記の内容を考慮し、表6-3に示す3つの体制で効果の検討結果を整理した。

なお、1施設集約すると一般的に、ごみ集積所から処理施設までの輸送距離が延び、収集効率が低下することから中継施設についての検討も必要となってくる。

「日本の廃棄物処理・リサイクル技術（環境省）²」では、輸送距離が18kmを超えると中継施設を活用した施設整備が有効とされている。現時点では、1施設集約した立地場所が決まっていないことから、6市町のそれぞれの人口重心点間の輸送距離を求めた結果、最長で約11kmであったことから、本計画における検討モデルの対象から中継施設を除いた。（「8.資料編（5）ごみ輸送に係る中継施設の検討（p78）」を参照。）

表 6-3 本計画における広域的なごみ処理の効果の検討モデルの概略

モデル	設定条件等
現行 2 施設体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の 2 組合による 2 施設体制で、ごみ処理及びごみ収集量等、施設規模は 2030 年度を想定し算定。 ・ 費用等単価は近年の価格動向をベースに算定。
集約 1 施設体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更なる広域的な取り組みとして、現状の 2 施設体制を 1 施設体制とした場合の試算。 ・ ごみ処理及びごみ収集量等、施設規模、費用等単価は『現行 2 施設体制』のモデルと同様。
参考 6 市町単独体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでのブロック内での広域的な処理の取り組み『現行 2 施設体制』を評価する参考として、6 市町がそれぞれ 6 施設体制で焼却施設を整備した場合と仮定して、それぞれのごみ焼却量から単独で実施した場合の収集・運搬費用、焼却施設建設費用等算定。 ・ なお、ごみ処理及びごみ収集量等、施設規模、費用等単価は他のモデルと同様。

² https://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/ja/brochure.pdf

(2) 各要素における効果の検討

1) 収集運搬における費用及び環境負荷の定量的評価

一般的に中間処理施設の広域化（集約化）は、構成市町の収集運搬距離が増加するため、その分の費用及び環境負荷（二酸化炭素排出量）の増加が想定される。

焼却処理事業において、現行（平成30年度）の2施設体制と集約1施設体制となった場合の比較評価を行う。具体的には、輸送距離の増加に伴う必要車両台数、総走行距離等より Grid City Model³ を用いて試算を行った。

その結果、「集約1施設体制」においては、焼却施設の集約化に伴う輸送距離が増加し、収集運搬費用で現行比約13%増、環境負荷としてCO₂排出量が約33%増となった。

なお、詳細な試算表は、「8.資料編(4)収集運搬における現行2施設体制と集約1施設体制との効果試算(p77)」を参照。

表 6-4 収集運搬における現行体制と集約体制との費用及び環境負荷の比較

項目	単位	参考 6市町単独体制	現行 2施設体制	集約 1施設体制	増減
収集運搬費用	百万円/年	1,342	1,562	1,758	12.5%
収集運搬に伴うCO ₂ 排出量	tCO ₂ /年	549	826	1,100	33.2%

2) 焼却施設の建設費の算定方法と結果

建設費については、2010（平成22）年度～2019（令和元）年度の10年間における施設規模が「120～400 t / 日」、処理方式が「連続運転」、焼却方式が「ストーカ式、シャフト式、流動ガス化」の29施設の契約金額による建設費⁴ を基に、規模による建設費を一次回帰式にて算定した。（図 6-1）

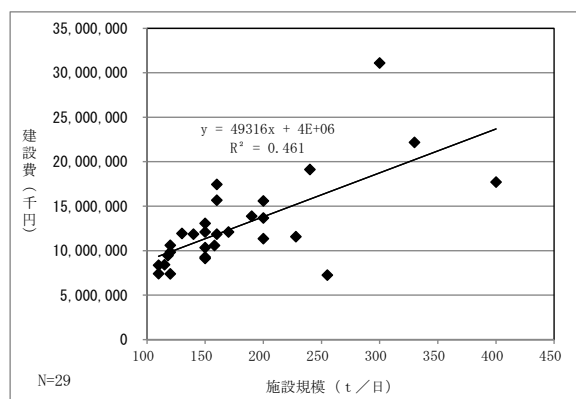


図 6-1 施設規模と建設費

³ 一定のエリアを正方形の走行ブロック Grid の集合体と見なし、収集車両1台当たりの走行距離を求める計算モデル。

⁴ (一財) 日本環境衛生センター調べ。

その結果、焼却施設の集約化に伴う焼却施設の建設費は、「集約1施設体制」においては、「現行2施設体制」より12.5%減となった。（表6-5、表6-6）

表6-5 焼却施設における現行体制と集約体制との建設費の比較

項目	単位	参考 6市町単独体制	現行 2施設体制	集約 1施設体制	増減
焼却施設建設費	百万円	47,920	31,910	27,910	-12.5%

表6-6 焼却施設における現行体制と集約体制との建設費効果試算

項目		算定式	単位	現行2施設体制		集約 1施設体制
				尾張東部	尾三	
年間処理量	Wi		t/y	66,711	51,759	118,470
施設規模	Si	Wi/280(稼働日)/0.96*1.1(災害 分担率)	t/d	273	212	485
建設費	Cp	Si*49316+4000000 *1	百万円	17,460	14,450	27,910
				31,910		

*1：本試算は図6-1に基づく回帰式を用いて純粋な施設建築費のみを算定したものである。

なお、焼却処理施設の建設費は、循環型社会形成推進交付金の交付対象であり、一部設備を除き、費用の1/3が交付される。また、エネルギー回収率などの要件を満たせば、高効率ごみ発電施設として関連する設備費用の1/2が交付される。

交付金を考慮した自己負担額の試算結果は、「集約1施設体制」においては、「現行2施設体制」より約26億円減となった。（表6-7）

表6-7 焼却施設建設費における交付金*1を考慮した自己負担額の効果試算

項目	単位	現行2施設体制				集約1施設体制	
		尾張東部		尾三			
①建設費	百万円	17,460		14,450		27,910	
②交付率		1/2	1/3	1/2	1/3	1/2	1/3
③交付対象比率*2	%	90	90	90	90	90	90
④事業費率*2	%	30	70	30	70	30	70
⑤交付対象内	百万円	4,714	11,000	3,902	9,104	7,536	17,583
⑥交付金額	百万円	2,357	3,667	1,951	3,035	3,768	5,861
⑦自己負担	百万円	11,436		9,464		18,281	
		20,900					

*1：高効率ごみ発電施設として循環型社会形成推進交付金を利用した場合。

*2：交付対象比率及び事業比率は実績事例より。

3) 焼却施設の維持管理費の算定方法と結果

焼却施設の維持管理費については、実績事例を基に必要人員、人件費、補修費（図6-2より算定）、用役費を整理した。

なお、必要人員については、施設規模が異なっても方式及び付帯設備が同様であれば、大きな違いがないことから、本算定においては、集約による1施設体制となった場合でも1施設当たりの必要人員は、現行2施設体制の1施設と同様とした。

その結果、焼却施設の集約化に伴う焼却施設の維持管理費用（本結果では、20年分を算定）は、「集約1施設体制」においては、「現行2施設体制」より約23%減となった。

（表6-8、表6-9）

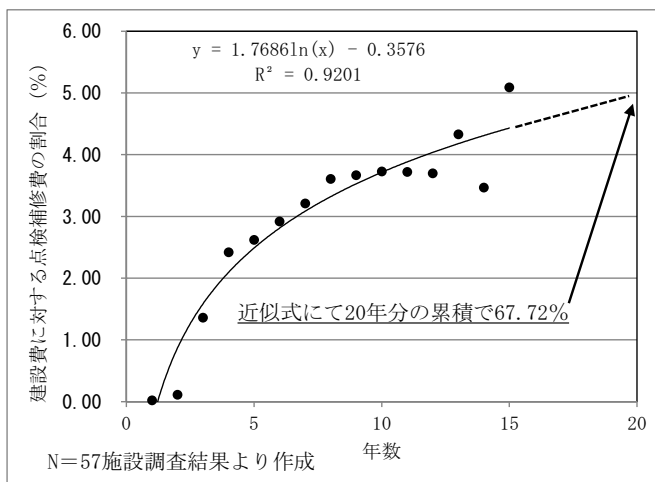


図6-2 補修費の算定に用いた係数

表6-8 焼却施設における現行体制と集約体制との維持管理費用の比較

項目	単位	参考 6市町単独体制	現行 2施設体制	集約 1施設体制	増減
焼却施設維持管理費用(20年分)	百万円	60,471	36,720	28,410	-22.6%

表6-9 焼却施設における現行体制と集約体制との維持管理費効果試算

項目	算定式	単位	現行2施設体制		集約 1施設体制	
			尾張東部	尾三		
必要人員*1	Mp	人	40	40	40	
人件費*2	Cw	Mp*7,000千円*20 (20年分)	百万円/20年	5,600	5,600	5,600
補修費*3	Cm	建設費*67.72% (20年分)	百万円/20年	11,820	9,790	18,900
用役費*4	Cu	年間処理量*1.65*20 (20年分)	百万円/20年	2,201	1,708	3,910
計(20年分)	Cw+Cm+Cu	百万円		36,720	28,410	

*1:必要人員は、現状の2施設の平均値を求めて施設当たり約40人を設定。

*2*3*4:人件費、補修費、用役費は、(一財)日本環境衛生センター調べ。

百万円未満は端数処理しているため、合計が合わない場合がある。

4) 焼却施設の環境負荷の算定方法と結果

焼却施設の環境負荷については、ごみ発電による施設の運転・維持管理に伴う電気使用量の削減量をCO₂排出削減量に換算して求めた。

その結果、焼却施設の集約化に伴う焼却施設のCO₂排出削減量は、「集約1施設体制」においては、「現行2施設体制」より約12%増となった。(表6-10、表6-11)

表6-10 焼却施設における現行体制と集約体制との環境負荷の比較

項目	単位	参考 6市町単独体制	現行 2施設体制	集約 1施設体制	増減
環境負荷(CO ₂ 排出削減量)	tCO ₂ /年	26,371	27,989	31,405	12.2%

表6-11 焼却施設における現行体制と集約体制との環境負荷効果試算

項目	算定式	単位	現行2施設体制		集約 1施設体制
			尾張東部	尾三	
ごみ発熱量	E _w	kJ/kg	8,800	8,800	8,800
施設規模	S _i	t/d	273	212	485
稼働日数	D _y	年間処理量/S _i	244	244	244
外部燃料発熱量	E _o	都市ガス	0.045	0.045	0.045
外部燃料投入量	E _i	m ³ /h	26	26	26
投入エネルギー	A _{ie}	$E_w * S_i * 1000 / 24 (h) + (E_o * E_i)$	100,100,001	77,733,334	177,833,334
発電効率	E _{ge}	%	20.5	20.5	23.0
発電出力	G _e	$A_{ie} / 3600 * \text{発電効率}$	5,700	4,426	11,362
年間発電量	A _{ge}	$G_e * D_y * 24h / 1000$	33,379	25,919	66,536
CO ₂ 削減量	R _{ghg}	$A_{ge} * \text{中部電力排出係数} (0.472tCO_2/MWh)$	15,755	12,234	31,405
			27,989		

5) 施設立地的比較について

焼却施設の処理規模が大きくなることによって、必要となる建設用地の面積も広くなることから用地確保が難しくなる場合がある。

焼却規模と焼却施設の建築面積との関係を図6-3に整理した。建設用地は焼却施設の建築面積の4倍程度の敷地が必要と仮定すると、現行2施設体制の場合2.0~2.4ha、集約1施設体制の場合3.5ha程度の敷地を確保する必要があると思われる。

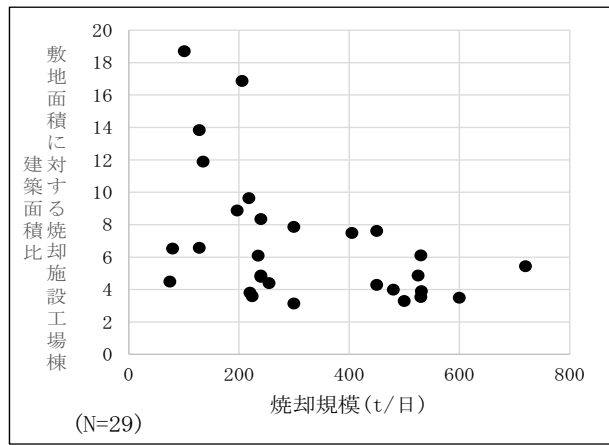
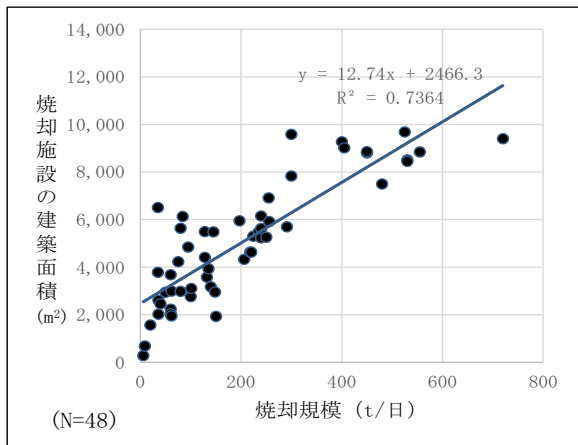


図 6-3 焼却規模と焼却施設工場棟建築面積及び敷地面積に対する焼却施設工場棟建築面積比⁵

⁵ (一財) 日本環境衛生センター調べ

6) 住民及び事業者が施設へ直接持ち込むごみ搬入等の利便性について

ブロック内の6市町の面積は、現在の2組合別にみると、尾張東部が約154km²、尾三が約85km²となっている。(図6-4)

現行2施設体制から集約1施設体制となった場合の総面積は約239km²となっている。

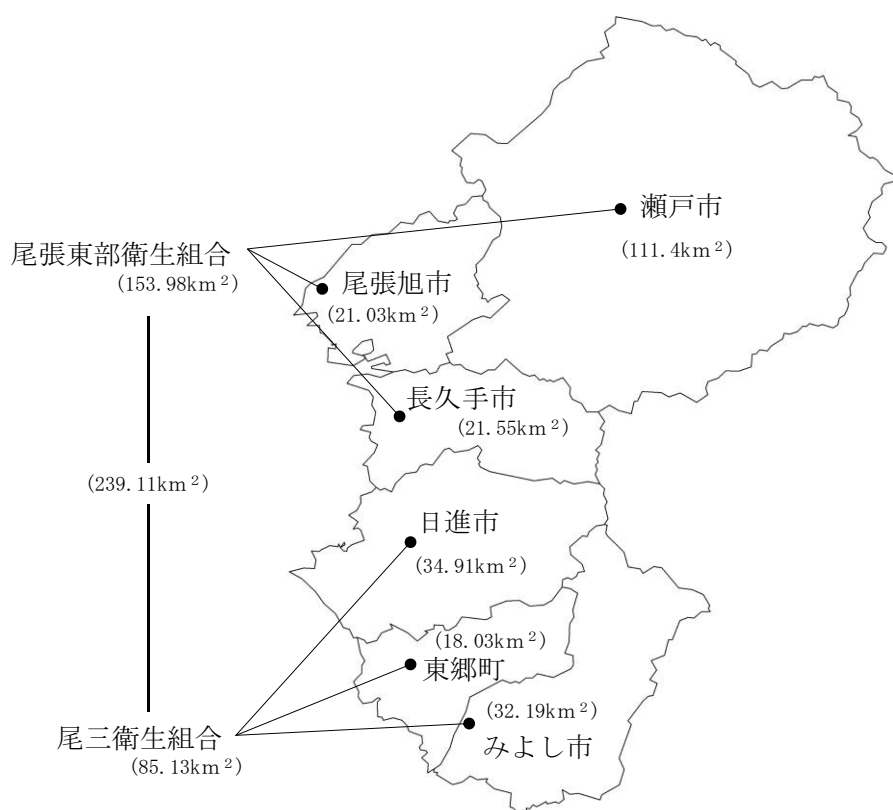


図6-4 ブロック内の総面積

ごみ処理施設へ直接搬入する住民及び事業者における負担の変化について、各市町と既存の2組合の立地場所との距離と輸送時間について簡易的な比較を整理した。(表6-12)

現行2施設体制の場合は、両組合までの運搬距離は平均で尾張東部衛生組合が4.6km、尾三衛生組合が6.1kmであり、運搬時間はそれぞれ18分と20分程度となっている。

集約1施設体制となった場合、この結果によれば最長距離で約20km、最長時間で約1時間程度と見込まれ、利便性が低下する結果となった。なお、中心市街地から離れるなど地域によっては試算以上の距離、時間が見込まれるため、さらに利便性が低下する。

表 6-12 各市町と既存の 2 組合の立地場所との運搬距離と時間

運搬距離 (km)

	瀬戸市	尾張旭市	長久手市	尾張東部	日進市	みよし市	東郷町	尾三
瀬戸市					13.9	18.9	18.8	18.1
尾張旭市	6.7				9.9	20.3	15.3	18.7
長久手市	8.8	5.7			7.7	15.5	11.6	10.9
尾張東部	(5.0)	(3.8)	(4.9)		9.9	18.1	14.5	17
日進市	13.9	11.3	7.7	10.7				
みよし市	19	20	15.5	18.1	9.2			
東郷町	18.6	15.2	11.6	14.6	4.8	6.2		
尾三	18.4	18.7	10.9	17	(6.7)	(5.0)	(6.5)	

┆ 3市平均 (4.6)
┆ 3市町平均 (6.1)

時間 (分)

	瀬戸市	尾張旭市	長久手市	尾張東部	日進市	みよし市	東郷町	尾三
瀬戸市					45	55	60	45
尾張旭市	26				45	65	60	50
長久手市	35	24			26	40	45	35
尾張東部	(26)	(16)	(18)		45	50	50	45
日進市	45	45	26	35				
みよし市	55	60	40	50	26			
東郷町	60	60	45	50	20	26		
尾三	50	50	35	45	(20)	(16)	(18)	

┆ 3市平均 (20)
┆ 3市町平均 (18)

(算定条件等)

- ・ 市町は人口重心の位置、組合は現有の施設立地位置。なお、各市町の人口重心は、総務省 HP「統計トピックス No. 102 我が国の人口重心⁶より。
- ・ 運搬距離及び時間は google マップにより最も地点間が長距離となるもの（高速道路及び有料道路は除外）。
- ・ 時間は金曜日の夕方の時間で検索。出発地と目的地が逆の場合、運搬ルートが変わり運搬距離と時間が変わる場合がある。

⁶ <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/topics/topi102.html>

(3) 広域化の効果の検討結果における比較評価及び総括

1) 焼却施設建設費の比較

焼却施設建設費は、現行2施設体制から集約1施設体制にした場合、約40億円(12.5%)の削減となっている。(図6-5、表6-13)

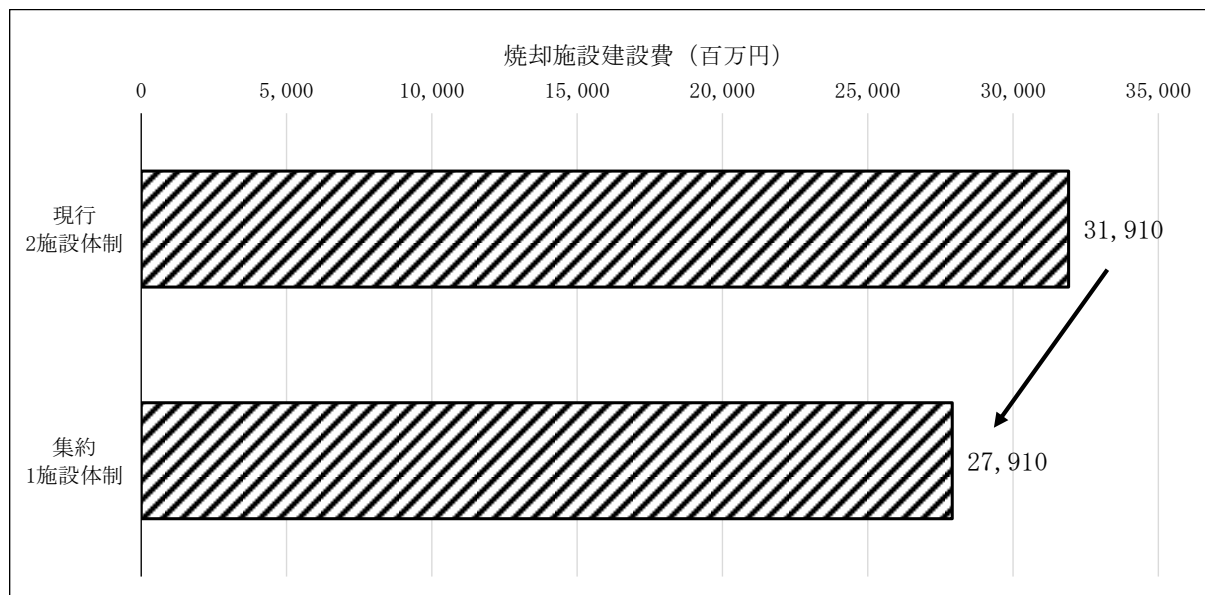


図6-5 ブロックにおける更なる施設集約による効果(焼却施設建設費)

表6-13 焼却施設建設費の比較評価

項目	単位	現行 2施設体制 (A)	集約 1施設体制 (B)	増減額 (B-A)	増減比 (B-A)/(A)
焼却施設建設費	百万円	31,910	27,910	-4,000	-12.5%

2) 収集運搬費の比較

収集運搬費は、現行2施設体制から集約1施設体制にした場合、年間約2億円(12.5%)の増加となっている。(図6-6、表6-14)

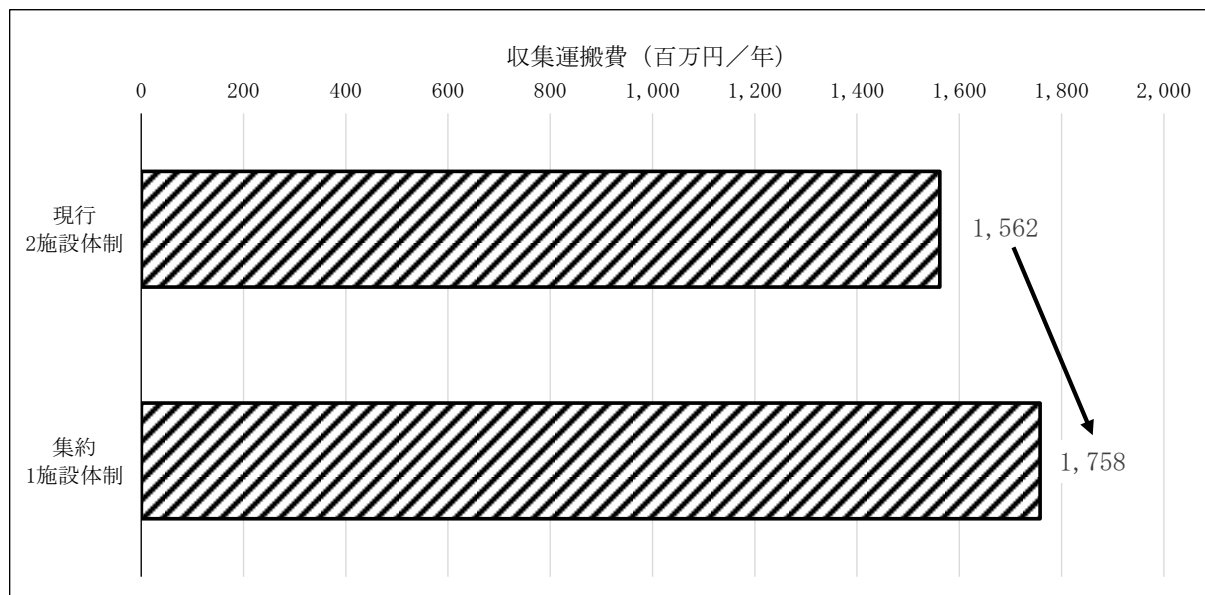


図6-6 ブロックにおける更なる施設集約による効果(収集運搬費)

表6-14 収集運搬費の比較評価

項目	単位	現行 2施設体制 (A)	集約 1施設体制 (B)	増減額 (B-A)	増減比 (B-A)/(A)
収集運搬費	百万円/年	1,562	1,758	+196	12.5%

3) 焼却施設維持管理費の比較

焼却施設維持管理費（1年平均）は、年間約4.2億円（22.6%）の削減となっている。（図6-7、表6-15）

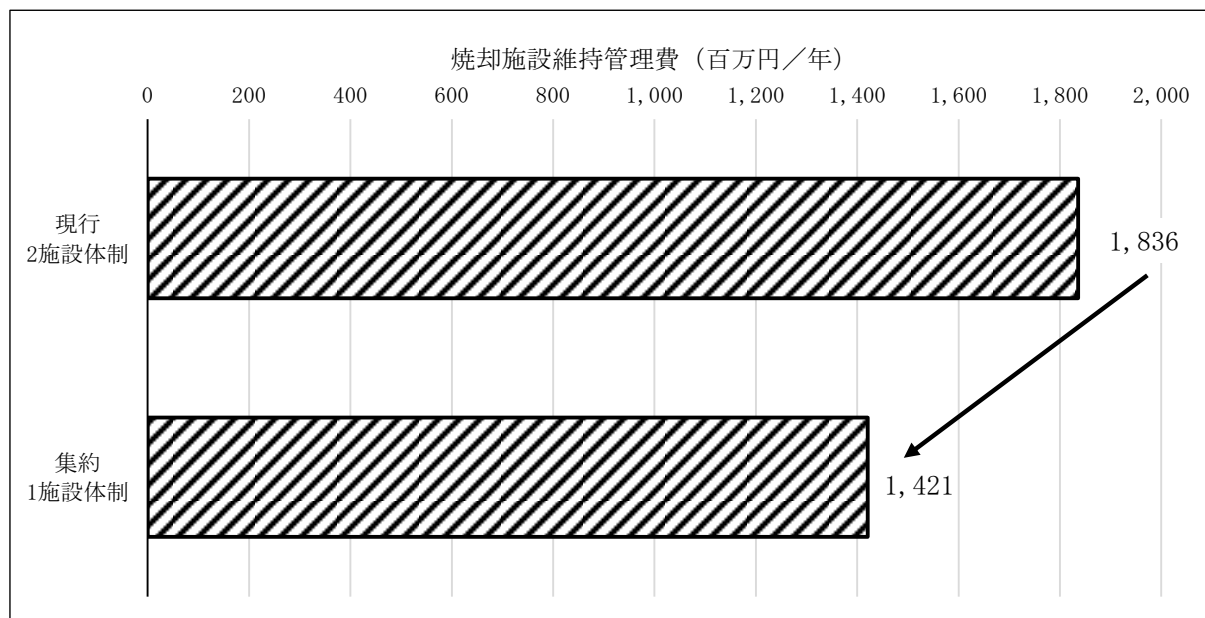


図6-7 ブロックにおける更なる施設集約による効果（焼却施設維持管理費）

表6-15 焼却施設維持管理費の比較評価

項目	単位	現行	集約	増減額	増減比
		2施設体制 (A)	1施設体制 (B)		
焼却施設維持管理費	百万円/年	1,836	1,421	-415	-22.6%

4) 収集運搬・焼却施設によるCO₂排出削減量の比較

収集運搬によるCO₂排出量は、現行2施設体制に対して集約1施設体制にした場合、274tCO₂/年増加となっている。一方、焼却施設の発電に伴うCO₂削減量は、集約1施設体制にした場合、3,416tCO₂/年の削減効果となっている。

収集運搬・焼却施設の合計で、現行2施設体制から集約1施設体制にした場合を比較すると3,142tCO₂/年（11.2%）の削減となっている。（図6-8、表6-16）

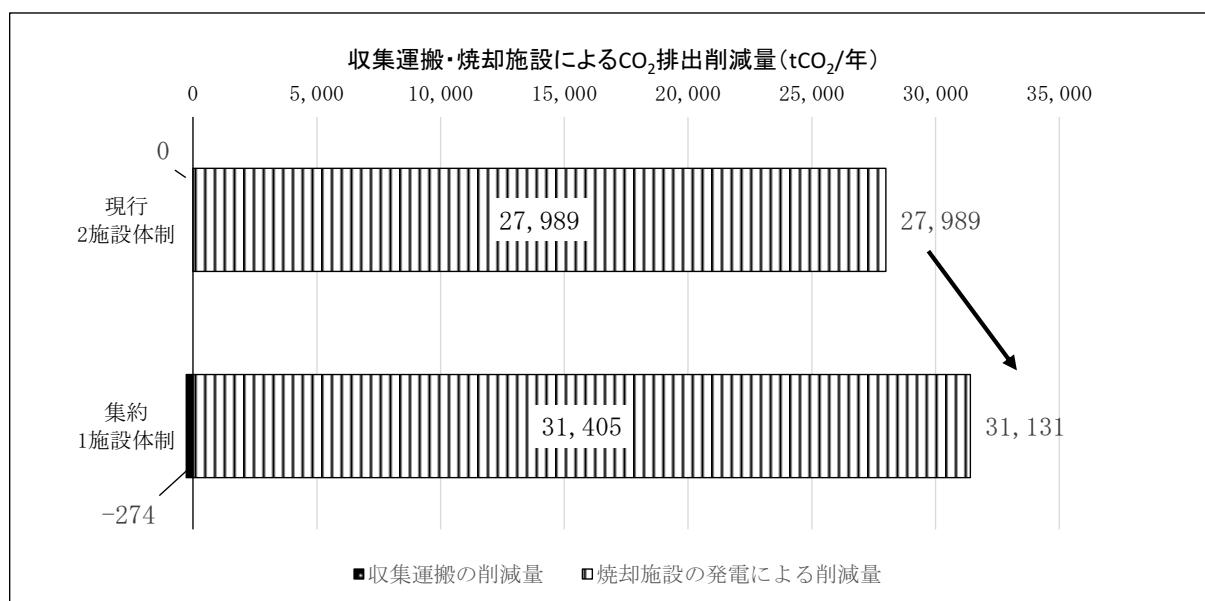


図6-8 ブロックにおける更なる施設集約による効果（CO₂排出削減量）

表6-16 収集運搬・焼却施設によるCO₂排出削減量の比較評価

項目	単位	現行 2施設体制 (A)	集約 1施設体制 (B)	削減量 (B-A)	増減比 (B-A)/(A)
収集運搬の排出量	tCO ₂ /年	826	1,100	+274	33.2%
①収集運搬の削減量	tCO ₂ /年	基準=0	-274	-274	-
②焼却施設の発電による削減量	tCO ₂ /年	27,989	31,405	+3,416	12.2%
計 (①+②)	tCO ₂ /年	27,989	31,131	+3,142	11.2%

5) 総コストのまとめ

焼却施設建設費、収集運搬費及び焼却施設維持管理費を合計した総コストは、表 6-17 のとおりである。

総コストは 20 年間で、現行 2 施設体制から集約 1 施設体制にした場合、約 84 億円 (8.4%) の削減となっている。

表 6-17 総コスト（焼却施設建設費、収集運搬費及び焼却施設維持管理費）の比較評価

項目	現行 2施設体制 (百万円) (A)	集約 1施設体制 (百万円) (B)	増減額 (百万円) (B-A)	増減比 (B-A)/(A)
焼却施設建設費 ^{*1}	31,910	27,910	-4,000	-12.5%
収集運搬費(20年間) ^{*2}	31,240	35,160	3,920	12.5%
焼却施設維持管理費(20年間) ^{*3}	36,720	28,410	-8,310	-22.6%
合計	99,870	91,480	-8,390	-8.4%

*1: 施設建設費総額

*2: 20 年間の収集運搬費

*3: 20 年間の焼却施設維持管理費（売電収入を加味しない）

7. ごみ処理広域化への今後の取り組みについての検討

(1) 広域化への取り組み施策の検討

1) 現行2施設体制と更なる集約1施設体制との比較結果（表7-1）

既存の2施設を1施設に集約することは、単独で更新する場合と比較して、主に以下のメリットが挙げられる。

- ・ 事業費の面では施設建設及び施設維持管理に係る費用の削減が見込まれる。
- ・ 環境負荷の面では、集約に伴い収集運搬によるCO₂排出量が増加するが、発電効率の向上によるCO₂排出削減の寄与が大きいことから、環境負荷の低減が見込まれる。

一方、1施設に集約することで主に以下の点が懸念される。

- ・ 立地場所によっては収集運搬費が増加する市町が生ずる。
- ・ 運搬時間が大幅に長くなる地域が生ずる可能性があり、市民や事業者の利便性が著しく低下することが予想される。

表7-1 現行2施設体制と更なる集約1施設体制との比較結果

項目	比較結果	現行2施設体制	集約1施設体制	
焼却施設の規模		尾張東部：273t/日 尾三：212t/日	485t/日	
経済性	施設建設費	・施設建設費は、現行2施設から1施設に集約した場合、12.5%（約40億円）の削減が見込まれた。	□	◎
	収集運搬費	・収集運搬費は、現行2施設から1施設に集約した場合、12.5%（約39億円）の増加が見込まれた。	□	△
	施設維持管理費	・焼却施設維持管理費は、現行2施設から1施設に集約した場合、22.6%（約83億円）の削減が見込まれた。	□	◎
	総コスト	・総コストは、現行2施設から1施設に集約した場合、8.4%（約84億円）の削減が見込まれた。	△	◎
	売電収入	・現在の技術水準では、どちらも売電収入は見込まれるが、1施設に集約した場合、焼却施設のごみ発電効率が向上することから有利である。	○	◎
環境負荷	二酸化炭素排出量	・1施設に集約した場合、収集運搬によるCO ₂ 排出量が増加するが、集約に伴う焼却施設のごみ発電効率向上によるCO ₂ 排出削減量の寄与が大きい。ため、11.2%のCO ₂ 排出量の削減効果が見込まれた。また、現行2施設でも、尾三は新施設で発電することにより削減に寄与する。	○	◎
	ダイオキシン類	・現在の技術水準では、いずれの体制でも法律に定められた排出基準より、大幅に抑えることが可能。	○	○
その他	災害時の対応	・災害時に施設停止を余儀なくされた場合、2施設による相互支援が有利となる。また、尾三は新施設で発電が見込まれるため、更に有利となる。	◎	△
	直接搬入ごみ対応	・1施設に集約した場合、立地場所によっては運搬時間が最長で1時間程度見込まれ、直接持込みの住民及び事業者の負担が大きくなる。	□	△
	交付金の充当	・どちらも人口又は面積での交付金の交付要件を満たしている。	○	○
	用地確保	・1施設に集約した方が必要とする総面積は少なくなるが、確保用地1か所当たりの面積は広くなり、用地確保の条件が厳しくなる。	□	△
	事業スケジュール	・どちらの場合もアセス対象となることから、アセス条例対象の手続き期間をあらかじめ見込む必要がある。	□	□

◎：現状より大きく改善 ○：現状より改善 □：現状と変わらない △：現状より悪化

2) 更なる集約1施設体制へ向けた課題と対応策・広域化の進め方

現行の2施設を集約した1施設体制とするためには、以下の課題がある。

■課題1：新たな建設用地の確保

既存施設の用地の状況は下記表のとおりである。尾張東部衛生組合と尾三衛生組合の既存施設の敷地は、いずれも1施設に集約した施設を建設するためには面積が不足しており、新たな施設用地を確保する必要がある。

表 7-2 施設の立地用地の状況

	立地用地の状況
既存施設のいずれかの用地を活用する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・現有2施設の敷地面積は、尾張東部が18,976m²、尾三が77,897m²で、1施設集約した施設規模より試算すると35,000m²程度必要となる。 ➤ 尾張東部衛生組合については、新施設の建設に必要な敷地面積が不足している。 ➤ 尾三衛生組合については、当該地区は市街化調整区域であり、建築基準法第51条ただし書の規定によって許可を受けている敷地面積は約50,000m²であるが、その敷地の多くは高低差の激しい斜面となっているため、利用可能な平坦地が現有施設の敷地を含めても約28,000m²しかなく、さらに、その中には県指定文化財（史跡）（約1,000m²）があるため、敷地内有効面積は最大でも約27,000m²となり、新施設を建設する敷地面積が不足している。
新たな施設用地を確保する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・6市町の合意のもと適地を選定でき、必要十分な敷地面積を確保できる。 ・また、新たに敷地を確保するため、現有施設を稼動しながら集約した1施設の建設が可能となる。 ・ただし、新たな場所での候補地の選定はこれからの作業となり、住民合意形成、確保から建設までに相当な期間を要することが見込まれる。

■課題2：用地選定から竣工までの期間

1施設に集約する施設の建設用地を確保（建設用地の選定～住民合意形成～用地決定まで）するまでには、相当期間を要する。県内の事例は「4課題の抽出・整理 イ」で整理したとおり、既存施設の敷地内で建設し、用地購入を必要としなかった場合においては3年、新たな用地を確保した場合においても8年を要している。また、建設用地が決定した後は、各種計画の策定から施設の竣工まで少なくとも9年を要する。

したがって、新たな施設用地を確保する場合は、建設用地の選定から竣工までに17年程度要することになるが、延命化目標年度終了までに約10年しかない状況である。

この状況を考慮すると、これから1施設に集約する施設の用地を選定し、延命化目標年度終了後に直ちに集約施設が竣工できるかどうかを判断するには不確実な要素が多く、極めて困難であると判断される。

■対応策・広域化の進め方

これまでの検討結果より、尾張東部衛生組合と尾三衛生組合の焼却施設を統合し集約1施設を建設することは、現行2施設体制と比較してコスト、環境負荷低減の観点から有利であることが分かった。

尾張東部衛生組合については、集約1施設を建設するための面積確保は難しいが、現有敷地の活用を前提として単独施設を建設することは想定できる。尾三衛生組合については、集約1施設を建設できる面積が不足しているが、現有敷地内での単独施設の建替えは可能であると想定している。また、両施設の延命化目標年度終了までの期間は約10年しかないことから、これらの状況より、住民合意がすでに得られている現有施設の用地を活用して、両組合が単独で新施設の建設を行うことが現実的である。

ブロックの集約1施設体制の構築に向けた手順としては、ごみ処理事業を安定かつ確実に継続する市町村の責務を踏まえると、図7-1で示すとおり、既存2施設の延命化目標年度終了後も2施設体制を継続し、その次のタイミングで1施設体制へ移行することが現実的であるため、これにより施設整備を進めることとする。

2施設体制を継続する間は、「広域化・集約化に係る手引き（令和2年6月 環境省）」において示された「相互支援」の取り組みを活用し、既存の2施設と6市町が集約1施設体制へスムーズに移行できる過程を組み込むこととする。

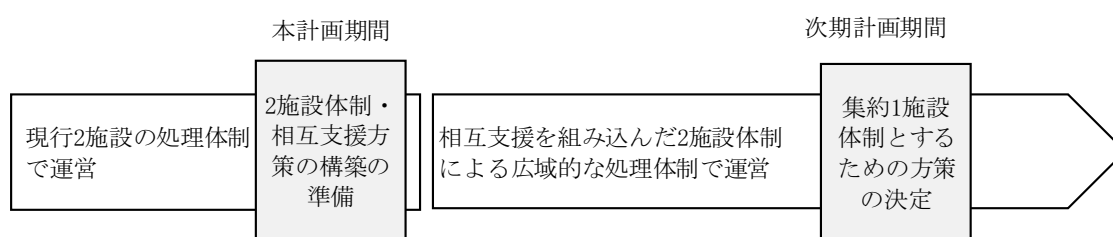


図7-1 広域化の進め方

(2) ブロックの廃棄物処理体制の構築へのスケジュールの作成

1) 集約1施設整備に向けたスケジュール

- ・施設の竣工までは、用地確保や住民合意形成等の準備期間を含めると17年程度の期間を見据える必要がある。
- ・焼却施設は、延命化対策等を含めると30年⁷以上供用可能である。

既存の2施設の延命化目標年度は、尾三衛生組合が2029（令和11）年度、尾張東部衛生組合が2031（令和13）年度であり、その翌年度に単独で施設を更新することとなるが、

⁷ インフラ長寿命化計画（行動計画）平成28年3月 環境省。

次期の単独施設竣工の時期については、ストックマネジメントに基づく検討、準備期間の作業進捗等により多少の変更も想定される。

- 既存の2施設は、尾三衛生組合が令和12年度、尾張東部衛生組合が令和14年度までに単独で新施設竣工を目指す。なお、両施設は、相互支援を取り入れたものとする。
- 令和43年度までは、相互支援による2施設体制で運営し、令和44年度に集約1施設としての新施設の竣工・供用を開始することを目指す。

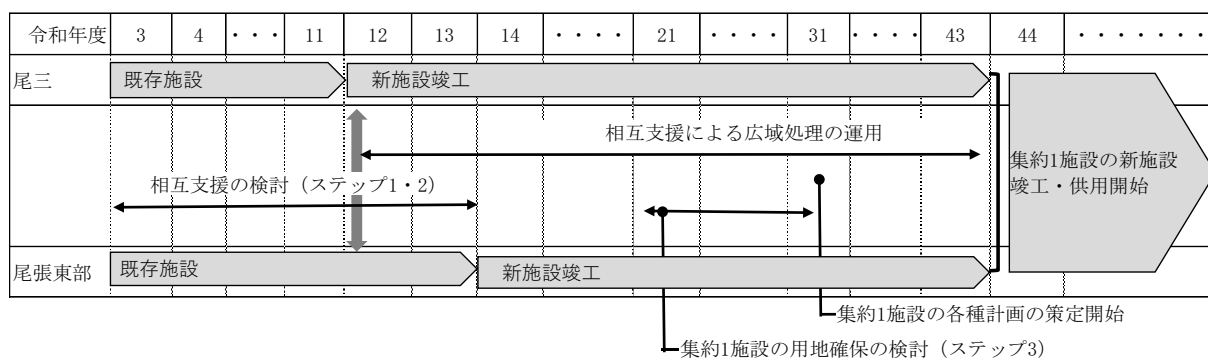


図 7-2 集約1施設整備に向けたスケジュール

2) 相互支援による広域処理の検討及び集約1施設整備に向けた用地確保等

既存の2施設の延命化目標年度経過後、2施設の施設更新に係る施設整備に、ごみ分別の統一化、ごみの減量及び更新施設整備設計等に相互支援を反映させるため、既存の2施設体制での相互支援の内容の具体化について、検討を行うこととする。

■ステップ1：ごみ分別の統一化、ごみの減量に係る相互支援

- ・ 将来の1施設集約がスムーズに進むよう、ごみ分別の統一化を進める。
- ・ 具体的には、ブロックが共同でごみを処理することに向けて、分別の考え方の統一化を図る。統一方法としては、処理の効率性や公平性等の観点を踏まえ、資源化率向上やごみ焼却量や最終処分量の最小限化など、ごみ処理による環境への影響を少なくすることを第一に考え、ごみ処理施設の整備と合わせて検討することとする。
- ・ ブロック内の不燃・粗大ごみ処理の効率的な処理の検討を行う。

■ステップ2：相互支援を組み込んだ2施設体制による広域的な施設整備

- ・ 令和12年度以降に迎える両組合の施設更新にあたっては、将来の1施設集約を見据えた施設整備の検討を行うものとする。

- 施設定期整備時期や災害に伴う施設停止時のごみ処理を相互支援するなどにより施設の余裕率等を低く設定するなどの整備費削減化の検討。
- 尾三保有のストックヤードの共同利用や資源化物の販路等の共同活用による効率化の検討。
- 尾張東部が保有する最終処分場や互いの施設敷地を活用した災害時の仮置場等の相互活用 of 検討。
- 平時や災害発生時等に備えた備品等の相互共有体制の検討。

■ステップ3：1施設集約に向けた施設用地

- ・ 新たな場所での候補地の選定、確保から建設までに相当な期間を要することが見込まれることから、集約施設用地の確保の検討に早期に着手する。
- ・ なお、1施設用地の確保に当たっては、地域への新たな価値の創出等を踏まえた適地を選定することとする。

表 7-3 1施設集約に向けた留意点

	留意点
用地確保	・ 候補地の選定は、住民合意形成、確保までに相当な期間を要することが見込まれる。
整備構想等	・ 集約施設に必要とされる場所は、熱利用や地域への新たな価値の創出等を踏まえ好立地・利便性を考慮する必要があることから、これらの機能の構想に一定期間を要することが見込まれる。
住民合意	・ 6市町の焼却処理を1施設に集約することについて、住民合意形成に相当な期間を要することが見込まれる。

(3) 住民・事業者への情報公開等の検討

- ・ 前項のブロックの廃棄物処理体制の構築へ向けたステップ1からステップ3の検討にあたっては、早期の段階から住民等の意見等を踏まえ、各種検討に反映する仕組みを構築するとともに積極的な情報公開を行うものとする。

(4) 計画のフォローアップの検討

- ・ 計画の取り組み状況及び達成状況を検証し、定期的に結果を公表するなど「計画の見える化」を進めることとする。
- ・ 達成状況の検証結果を踏まえて、必要に応じて取り組みの見直しを行いながら、更なる広域的なごみ処理の実現を目指すこととする。

8. 資料編

(1) 各市町のごみ排出量

瀬戸市	ごみ収集区分別の排出量						ごみ種類別の排出量						
	家庭系収集 ごみ量	事業系収集 ごみ量	直接搬入量	集団回収量	ごみ総排出量	1人1日当 たりの排出量	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他 のごみ	集団回収 量	計
	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(g/人・日)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)
2014	30,451	6,066	2,593	1,624	40,734	849	32,853	926	4,746	563	22	1,624	40,734
2015	30,617	6,121	2,788	1,460	40,986	856	33,321	929	4,522	729	25	1,460	40,986
2016	29,632	6,476	2,495	1,426	40,029	840	32,800	853	4,177	749	24	1,426	40,029
2017	29,571	6,762	2,695	1,477	40,505	852	33,552	927	3,944	581	24	1,477	40,505
2018	29,314	6,613	2,406	1,344	39,677	838	32,782	978	3,914	632	27	1,344	39,677

尾張旭市	ごみ収集区分別の排出量						ごみ種類別の排出量						
	家庭系収集 ごみ量	事業系収集 ごみ量	直接搬入量	集団回収量	ごみ総排出量	1人1日当 たりの排出量	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他 のごみ	集団回収 量	計
	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(g/人・日)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)
2014	17,962	4,530	819	3,273	26,584	884	19,607	499	2,886	319	0	3,273	26,584
2015	17,858	4,524	870	3,141	26,393	874	19,495	523	2,903	331	0	3,141	26,393
2016	17,350	4,388	826	2,968	25,532	843	18,993	491	2,750	330	0	2,968	25,532
2017	17,185	4,336	839	2,848	25,208	829	18,766	545	2,681	368	0	2,848	25,208
2018	17,042	4,332	801	2,633	24,808	815	18,462	633	2,657	423	0	2,633	24,808

長久手市	ごみ収集区分別の排出量						ごみ種類別の排出量						
	家庭系収集 ごみ量	事業系収集 ごみ量	直接搬入量	集団回収量	ごみ総排出量	1人1日当 たりの排出量	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他 のごみ	集団回収 量	計
	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(g/人・日)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)
2014	11,871	4,437	1,159	988	18,455	933	14,463	347	2,432	207	18	988	18,455
2015	12,186	4,352	592	555	17,685	874	14,109	355	2,447	202	17	555	17,685
2016	12,073	4,335	486	937	17,831	870	13,940	373	2,366	215	0	937	17,831
2017	12,179	4,775	602	895	18,451	884	14,557	405	2,351	243	0	895	18,451
2018	12,194	4,807	771	919	18,691	881	14,765	443	2,304	260	0	919	18,691

日進市	ごみ収集区分別の排出量						ごみ種類別の排出量						
	家庭系収集 ごみ量	事業系収集 ごみ量	直接搬入量	集団回収量	ごみ総排出量	1人1日当 たりの排出量	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他 のごみ	集団回収 量	計
年度	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(g/人・日)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)
2014	16,218	3,561	5,246	3,658	28,683	907	19,336	957	3,662	1,049	21	3,658	28,683
2015	16,529	3,732	5,639	3,555	29,455	918	19,851	964	3,884	1,181	20	3,555	29,455
2016	16,149	3,799	5,147	3,572	28,667	884	19,859	926	3,327	961	22	3,572	28,667
2017	16,332	3,943	4,608	3,401	28,284	864	19,946	905	3,094	917	21	3,401	28,284
2018	16,125	4,492	4,375	3,015	28,007	849	20,213	332	3,401	1,020	26	3,015	28,007

みよし市	ごみ収集区分別の排出量						ごみ種類別の排出量						
	家庭系収集 ごみ量	事業系収集 ごみ量	直接搬入量	集団回収量	ごみ総排出量	1人1日当 たりの排出量	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他 のごみ	集団回収 量	計
年度	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(g/人・日)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)
2014	13,670	3,223	3,461	412	20,766	954	15,574	935	3,045	783	17	412	20,766
2015	13,791	3,489	3,501	386	21,167	961	15,889	912	3,213	752	15	386	21,167
2016	13,656	3,556	3,499	338	21,049	951	15,953	881	3,231	630	16	338	21,049
2017	13,925	4,004	3,304	265	21,498	966	16,041	851	3,775	551	15	265	21,498
2018	13,202	3,750	2,831	320	20,103	899	15,922	372	2,820	635	34	320	20,103

東郷町	ごみ収集区分別の排出量						ごみ種類別の排出量						
	家庭系収集 ごみ量	事業系収集 ごみ量	直接搬入量	集団回収量	ごみ総排出量	1人1日当 たりの排出量	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他 のごみ	集団回収 量	計
年度	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(g/人・日)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)
2014	9,287	1,662	1,640	1,220	13,809	889	10,325	755	839	660	10	1,220	13,809
2015	9,222	1,741	1,692	1,166	13,821	882	10,378	738	831	698	10	1,166	13,821
2016	9,136	1,871	1,717	1,092	13,816	878	10,706	685	790	535	8	1,092	13,816
2017	9,143	1,905	1,538	1,013	13,599	860	10,608	559	838	572	9	1,013	13,599
2018	9,108	2,003	1,615	931	13,657	857	10,814	357	952	591	12	931	13,657

(2) 各市町のごみ処理量等

瀬戸市	ごみ処理量								資源化量				最終処分量				
	直接焼却	粗大ごみ 処理施設	資源化等 を行う施設	ごみ堆肥 化施設	ごみ飼料 化施設	直接資源 化	直接最 終処分	計	リサイク ル率	直接資源 化	中間処理 後再生	集団回収	直接最 終処分 量	焼却残さ 量	処理残さ 量		
	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)								(t/年)	(t/年)
2014	32,853	1,489	0	0	0	4,768	0	39,110	6,802	16.7%	4,768	410	1,624	4,950	0	4,681	269
2015	33,300	1,658	0	0	0	4,547	0	39,505	6,441	15.7%	4,547	434	1,460	4,884	0	4,603	281
2016	32,780	1,602	0	0	0	4,201	0	38,583	6,112	15.3%	4,201	485	1,426	4,696	0	4,449	247
2017	33,552	1,508	0	0	0	3,968	0	39,028	5,920	14.6%	3,968	475	1,477	4,579	0	4,336	243
2018	32,765	1,611	0	0	0	3,941	0	38,317	5,803	14.6%	3,941	518	1,344	4,553	0	4,201	352

尾張旭市	ごみ処理量								資源化量				最終処分量				
	直接焼却	粗大ごみ 処理施設	資源化等 を行う施設	ごみ堆肥 化施設	ごみ飼料 化施設	直接資源 化	直接最 終処分	計	リサイク ル率	直接資源 化	中間処理 後再生	集団回収	直接最 終処分 量	焼却残さ 量	処理残さ 量		
	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)								(t/年)	(t/年)
2014	19,607	818	0	0	0	2,886	0	23,311	6,373	24.0%	2,886	214	3,273	2,936	0	2,788	148
2015	19,495	854	0	0	0	2,903	0	23,252	6,260	23.7%	2,903	216	3,141	2,831	0	2,684	147
2016	18,994	821	0	0	0	2,750	0	22,565	5,971	23.4%	2,750	253	2,968	2,699	0	2,568	131
2017	18,766	913	0	0	0	2,681	0	22,360	5,811	23.1%	2,681	282	2,848	2,578	0	2,430	148
2018	18,462	1,056	2,603	0	0	54	0	22,175	5,623	22.7%	54	2,936	2,633	2,623	0	2,375	248

長久手市	ごみ処理量								資源化量				最終処分量				
	直接焼却	粗大ごみ 処理施設	資源化等 を行う施設	ごみ堆肥 化施設	ごみ飼料 化施設	直接資源 化	直接最 終処分	計	リサイク ル率	直接資源 化	中間処理 後再生	集団回収	直接最 終処分 量	焼却残さ 量	処理残さ 量		
	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)								(t/年)	(t/年)
2014	14,463	554	0	0	0	2,450	0	17,467	3,596	19.5%	2,450	158	988	2,145	0	2,046	99
2015	14,109	559	0	0	0	2,463	0	17,131	3,160	17.9%	2,463	142	555	2,034	0	1,939	95
2016	14,275	589	0	0	0	2,366	0	17,230	3,477	19.1%	2,366	174	937	1,978	0	1,884	94
2017	14,557	648	0	0	0	2,351	0	17,556	3,442	18.7%	2,351	196	895	1,990	0	1,882	108
2018	14,765	703	0	0	0	2,303	0	17,771	3,441	18.4%	2,303	219	919	2,064	0	1,891	173

日進市	ごみ処理量								資源化量				最終処分量				
	直接焼却	粗大ごみ処理施設	資源化等を行う施設	ごみ堆肥化施設	ごみ飼料化施設	直接資源化	直接最終処分	計	リサイクル率	直接資源化	中間処理後再生	集団回収	直接最終処分量	焼却残さ量	処理残さ量		
年度	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)		
2014	19,336	2,006	3,662	0	0	16	0	25,020	7,936	27.7%	16	4,262	3,658	2,960	0	2,690	270
2015	19,851	2,145	3,884	0	0	20	0	25,900	7,991	27.1%	20	4,416	3,555	3,006	0	2,747	259
2016	19,530	1,887	88	0	0	3,244	0	24,749	7,615	26.9%	3,244	799	3,572	2,783	0	2,548	235
2017	20,463	1,839	7	0	0	3,096	0	25,405	7,239	25.1%	3,096	742	3,401	2,792	0	2,562	230
2018	20,151	1,303	0	0	0	3,343	0	24,797	7,075	25.4%	3,343	717	3,015	2,379	0	2,248	131

みよし市	ごみ処理量								資源化量				最終処分量				
	直接焼却	粗大ごみ処理施設	資源化等を行う施設	ごみ堆肥化施設	ごみ飼料化施設	直接資源化	直接最終処分	計	リサイクル率	直接資源化	中間処理後再生	集団回収	直接最終処分量	焼却残さ量	処理残さ量		
年度	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)		
2014	15,207	1,651	3,045	23	344	0	84	20,354	4,313	20.8%	0	3,901	412	2,418	84	2,114	220
2015	15,489	1,621	3,213	20	384	0	58	20,785	4,460	21.1%	0	4,074	386	2,396	58	2,144	194
2016	15,260	1,468	3,231	24	312	0	59	20,354	4,441	21.5%	0	4,103	338	2,228	59	1,988	181
2017	15,843	1,395	3,775	42	147	0	22	21,224	4,784	22.3%	0	4,519	265	2,175	22	1,979	174
2018	15,769	991	2,707	45	126	159	32	19,829	3,870	19.2%	159	3,391	320	1,850	32	1,736	82

東郷町	ごみ処理量								資源化量				最終処分量				
	直接焼却	粗大ごみ処理施設	資源化等を行う施設	ごみ堆肥化施設	ごみ飼料化施設	直接資源化	直接最終処分	計	リサイクル率	直接資源化	中間処理後再生	集団回収	直接最終処分量	焼却残さ量	処理残さ量		
年度	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)		
2014	10,325	1,415	135	0	0	714	0	12,589	2,458	17.8%	714	524	1,220	1,626	0	1,436	190
2015	10,378	1,436	134	0	0	707	0	12,655	2,380	17.2%	707	507	1,166	1,609	0	1,436	173
2016	10,380	1,220	0	0	0	803	0	12,403	2,312	17.1%	803	417	1,092	1,550	0	1,398	152
2017	10,896	955	4	0	0	845	0	12,700	2,063	15.0%	845	205	1,013	1,477	0	1,359	118
2018	10,763	886	0	0	0	967	0	12,616	2,312	17.1%	967	414	931	1,290	0	1,207	83

(3) 各市町におけるごみの減量化施策

各市町のごみ処理基本計画において、各市町の目標値『表 5-4：目標年次は2023（令和5）年～2026（令和8）年』の達成に向けたごみの減量化施策は、次のとおりである。

瀬戸市におけるごみの減量化施策
<p>1. 市民みんなでやってみよう</p> <p>1) 地域や自治会での取り組みに対する支援の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none">・ ごみ排出時の分別指導など、自治会・町内会などの自主的な実践活動を支援するとともに、実践活動の先進的な取り組み事例を収集し、地域へ情報提供。・ 住民団体等が行うごみに関する自主的な活動・勉強会に対し、事業者や行政が支援。 <p>2) 様々な媒体・機会を用いた情報提供</p> <ul style="list-style-type: none">・ ごみの分別、ごみ出しルール、リサイクル施設等のごみに関する情報を、ケーブルテレビ、ラジオ、市広報、市ホームページ、イベントや地域の会合等、さまざまな媒体や機会を通して市民・事業者へ提供。・ ごみ減量に関する行動や具体的な取り組みのアイデアについて、市民・事業者からの提案を募り、結果を発信することで関心を促す。・ 新たな取り組みに賛同し、モデル地区等として参加する地域を発掘。 <p>2. 生ごみ へらそう</p> <p>1) 家庭での生ごみの発生抑制・減量手法の普及・促進</p> <ul style="list-style-type: none">・ 生ごみの発生抑制の手法（食材を買いすぎない、食品を作りすぎない）について情報提供。・ 減量の手法（生ごみの水切り、天日干し、ごみの少ない調理方法）について情報提供。・ 自家処理の手法（堆肥化等）について情報提供し、取り組みを推進。・ 小売り事業者に対し、ばら売りや少量パック販売の拡充を推進。 <p>2) 学校等への生ごみ処理機の設置（学校教育におけるごみに関する学習の実施）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 学校における実践的な環境学習の場をつくることを目的として、学校等に大型の生ごみ処理機を設置し、給食残さの堆肥化を図る。・ できた堆肥を市内の農家での野菜作りに使用し、それをまた給食で使用する地産地消サイクルの確立。 <p>3. 資源リサイクルセンターを活用しよう</p> <p>1) 資源リサイクルセンターのリユース機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・ 市民の意見や利用状況等を参考にしながら、資源リサイクルセンターを不用品交換などのリユースの場として再整備。・ リサイクルショップやリサイクルマーケット等の情報提供の場としても充実。

瀬戸市におけるごみの減量化施策

- 2) 雑がみ回収の更なる強化
 - ・ 燃えるごみへの混入が見られる雑がみについて、分別への取り組みを向上させるため、資源リサイクルセンターを拠点にPRを強化。
- 3) 資源回収機能の拡充
 - ・ 資源リサイクルセンターにおける回収品目を拡充。
 - ・ 回収拠点の増加について検討。検討にあたっては、市の施設だけではなく民間事業所との共同運営等も視野に入れて協議・検討。
4. 事業所との連携を深め、機能・仕組みをもっと利用しよう
 - 1) 容器包装ごみの発生抑制
 - ・ 容器包装ごみの発生を抑制するため、スーパーマーケット等と連携し、市民が過剰な包装の商品ではなく、簡易包装や詰め替え商品を選択するようPR。
 - ・ レジ袋削減のためのマイバッグの普及促進を引き続き行う。
 - 2) 事業所と連携した資源回収の普及促進
 - ・ スーパーマーケット等での資源の店頭回収や剪定木リサイクルなど、市の資源物収集以外の資源回収機会・場所等について、情報提供。
 - ・ 資源回収品目の拡充について検討する際は、民間の資源化業者との連携について、費用や利便性、市内での新産業育成等の点も踏まえて検討。
 - 3) 廃陶磁器の資源化の促進
 - ・ 廃陶磁器の資源化について、事業者団体と連携して収集運搬から資源化・製品化のサイクル構築に向けた検討。

尾張旭市におけるごみの減量化施策

1. 発生抑制「ごみを出さない・持ち込まない」再使用「ごみにしない」

1) ごみを出さない意識づくり

- ・ 燃えるごみの排出量に応じた費用負担を検討。
- ・ 再使用を推進するためリサイクル広場の再利用品広場を拡充。
- ・ 子供用品の譲渡及び譲受けの場を拡大。
- ・ ごみと資源化を啓発するプロジェクトを進める。
- ・ ごみの減量や食品ロス削減を取り入れたエコライフを進める。
- ・ レジ袋削減運動を更に推進。

2) わかりやすい情報提供と環境学習

- ・ ごみに関する情報をわかりやすく市民に提供。
- ・ 再使用（リユース）に関する情報を発信。
- ・ ごみ処理施設や再生工場等の見学会を実施。
- ・ 子ども達に対してごみに関する学習の機会を提供。
- ・ ごみに関する学習拠点を発展。
- ・ 保育園での生ごみを使った堆肥化の取り組みを進める。

3) 事業所から出るごみの減量対策

- ・ 事業系ごみの実態を把握するため事業者アンケートを実施。
- ・ 事業系ごみの実態を把握するため調査を実施。
- ・ 商工会等と連携して事業系ごみの処理に関する啓発を実施。
- ・ 事業系ごみについて広報やホームページにて情報発信。
- ・ 市民祭等のイベントから出るごみの減量と資源化を進める。
- ・ 放置自転車の再使用を進める。

2. 資源化「ごみも資源、きちんと分別」

1) ごみから新たな資源へ

- ・ 剪定枝、木製品の再生利用を進める。
- ・ 小型家電の分別回収を進める。
- ・ 生ごみ堆肥化のシステムを作り。
- ・ 生ごみエネルギー化を検討。

2) 分別しやすい仕組みづくりで資源化の推進

- ・ 食品トレイ・ペットボトルキャップ・インクカートリッジ等の民間が行っている分別を市の分別ルールに組み。
- ・ 公共施設に設置されている資源物拠点回収所の設置条件を統一。
- ・ 市民にとって便利なりサイクルステーションを設置。
- ・ 分別が不十分なごみは取り残し措置を行い、必要に応じて開封調査・指導。
- ・ 家庭における生ごみの減量や堆肥化を進める。
- ・ ふれあい農園における堆肥化を進める。
- ・ 燃えるごみの分別啓発を目的とした戸別収集制度を検討。

尾張旭市におけるごみの減量化施策

- 3) 地域力を生かしたごみの減量と資源化の推進
 - ・ ごみの減量と資源化を自治会等の各種団体と共に積極的に進める。
 - ・ 自治会等との連携による生ごみ堆肥化のモデル事業を実施。
 - ・ 資源ごみ回収団体活動奨励金制度の実効性を高める。
- 4) 事業者による資源化の推進
 - ・ 事業者が排出する剪定木の資源化を進める。
 - ・ 買った店に使い終えた容器を戻す仕組みを広げる。
 - ・ 学校給食における食品残さ等の資源化と教育への活用について検討。
3. 適正処理「安心・安全なごみ出し、適正な処理」
 - 1) 安全に処理するための分別
 - ・ スプレー缶、カセットボンベ、ライターを危険ごみとして分別回収。
 - ・ 消火器、バッテリー、プロパンボンベ等を販売店で適正処理するよう呼び掛け。
 - 2) 効率的なごみの収集と処理
 - ・ 地域と連携し、ごみ集積所の配置や管理のあり方を考える。
 - ・ プラスチックごみの処理のあり方について検討。
 - ・ コスト分析の標準的な手法である「一般廃棄物会計基準」を導入。
 - ・ 効率的なごみの収集運搬体制を整える。
 - 3) 安心してごみ出しのできる仕組みづくり
 - ・ ごみ 119 番のような相談窓口を設置。
 - ・ あさひ訪問収集を地域とも連携した制度へ拡充。
 - 4) 事業所から出るごみの適正処理
 - ・ 公共事業及び市役所等の公共施設から出るごみを適正に処理。

長久手市におけるごみの減量化施策

1. ごみについて学び、そして実践行動につなげる【意識改革・行動喚起】

1) ごみ減量化・資源化等に対する市民意識の向上

- ・ 広報ながくてホームページ、環境かわら版などを通じた意識啓発と情報提供。
- ・ 地域出前型のごみ減量化の啓発。
- ・ リサイクルマーケットや環境見本市の開催を通じた意識啓発と情報提供。
- ・ ごみ処理施設見学会や収集体験会等の開催。
- ・ 地域における環境美化の促進。

2) 学校教育における学習の支援

3) ごみ減量化等に取り組む家庭や市民団体等への支援と連携

- ・ ごみ減量化優良事例の紹介・表彰制度（がんばる市民応援制度）の検討。
- ・ 大学や学生等と連携したごみ分別・ごみ減量作戦の展開。

2. まずは、ごみをつくらない・出さない【発生抑制】

1) 生ごみ減量化の促進

- ・ 家庭用生ごみ処理機やたい肥化容器の普及。
- ・ 地域コミュニティ単位における生ごみ処理システムの確立。
- ・ 生ごみのもうひと絞り運動（水切りキャンペーン）の実施。
- ・ エコクッキングの普及・啓発。

2) 買い物時のごみ発生抑制の促進

3) ごみ分別・ごみ出しルールの徹底

- ・ ごみ分別方法の周知徹底。
- ・ 混入ごみや収集日外ごみ対策の徹底。
- ・ 大学や学生等と連携したごみ分別・ごみ減量作戦の展開。
- ・ 仮称：ごみ分別指導・監視員の設置。

3. 長く使う・循環的に利用する【資源循環】

1) 修理・リフォームの促進等によるモノを修理して長く使用する生活文化の醸成

- ・ おもちゃ病院の開院日の検討。
- ・ 服や靴等のリフォームをするお店の認定制度と協力・連携の検討。

2) 不用品の交換システムの充実

- ・ リサイクルマーケット等の定期的な開催。
- ・ ながくてエコハウスの掲示板等を通じた不用品交換の促進。
- ・ リサイクルショップ等のお店認定制度と協力・連携の検討。

3) 資源回収の拠点施設等の充実・整備

- ・ ながくてエコハウスの資源回収拠点としての充実。
- ・ 公共施設等を活用した地域の資源回収拠点の整備。
- ・ 民間のリサイクル拠点との連携。
- ・ 団体資源回収の促進。

長久手市におけるごみの減量化施策

- 4) リサイクル対象品目拡大の検討
 - ・刈草や剪定枝の資源化方法の検討。
 - ・紙おむつの資源回収実施検討。
 - 5) 資源ごみの持ち去り対策の推進
 - ・ごみ持ち去りに関する条例規定の周知と市民の協力による監視・通報の促進。
 - ・仮称：ごみ分別指導・監視委員の設置。
 - 6) ごみ分別・ごみ出しルールの徹底
4. 環境負荷を最小限に抑えて、安全かつ安価に処理する【適正収集・処理】
- 1) ごみの回収場所における適正排出の徹底
 - ・回収不可ごみを出さないような収集・運搬方法の検討。
 - ・カラス等によるごみ散乱防止。
 - ・地域住民が選定する地域のごみ・資源置場等の適正管理の促進。
 - ・仮称：ごみ分別指導・監視委員の設置。
 - 2) 環境負荷の低減にも配慮した効率的な収集・運搬・処理の実施
 - ・効率的な回収ルートや収集回数の検討。
 - ・地域のごみ・資源置場の適正配置のルールの検討。
 - ・家庭ごみの有料化やごみ処理手数料適正化の検討。
 - 3) 資源回収の拠点施設等の充実・整備
 - 4) 尾張東部衛生組合の効率的な運営
 - 5) 不法投棄対策等の推進
 - ・長久手市美しいまちづくり条例に基づくごみのポイ捨て防止の啓発活動と地域清掃活動の実施。
 - ・不法投棄の監視体制・未然防止策の充実の検討。
5. 事業者の主体的なごみ減量を推進する【意識改革・行動喚起】
- 1) 事業者に向けた意識啓発の充実
 - ・事業者向け「ごみ減量とリサイクルの手引き」の作成・配布。
 - ・一般廃棄物収集運搬許可業者等に関する情報提供の充実。
 - ・ごみ減量化優良事業所の紹介・表彰制度（がんばる事業者応援制度）の検討。
 - 2) 事業者が積極的に取り組むことのできるごみ削減の推進
 - 3) 事業者に対するごみ排出・搬入ルールの徹底
 - ・事業系ごみの減量化のための新たなルールの確立。
 - ・ごみ処理場晴丘センターにおける搬入事業者や許可事業者に対する抜き打ち調査等を通じた分別指導の徹底
 - 4) 公共施設における率先行動の実践

日進市におけるごみの減量化施策

1. 燃えないごみの分別・収集方法の変更に向けた施策
 - 1) 資源回収品目の拡大
 - ・ 「金属」「陶磁器ガラス」の資源としての回収開始。
 - ・ 「スプレー缶」について、穴をあけずに資源として回収開始。
 - ・ 費用の増加抑制に貢献する収集・運搬方法の検討 など。
 - 2) ごみの分別変更等に対する説明や情報提供
 - ・ 地域や管理組合等に対する分別方法変更の説明会の開催。
 - ・ 詳細をわかりやすく示す分別マニュアル、ごみ出しハンドブック等の作成・配布 など。
2. 生ごみの減量促進に向けた施策
 - 1) 生ごみ減量の必要性の啓発や情報提供
 - ・ 生ごみ減量や水切り励行に関する啓発。
 - ・ 生ごみ減量方法や水切りアイデアやグッズの情報提供 など。
 - 2) 食品ロスの減少
 - ・ エコクッキング教室等の効果的な開催。
 - ・ 食品ロス・廃棄の減少に向けた買物方法等の普及・情報提供。
 - ・ 小売店舗の食品売場等との協働による広報・啓発 など。
3. 紙類の資源回収促進に向けた施策
 - 1) 紙類の資源回収方法の改良・強化
 - ・ 公共施設等の敷地を活用した紙類資源回収拠点の増設 など。
 - ・ 新たな回収方法の検討。
 - 2) 地域団体による資源回収事業の促進
 - ・ 紙の種類ごとの補助金額変更の検討。
 - ・ 地域団体による資源回収日の周知 など。
4. 事業系ごみの減量促進に向けた施策
 - 1) 事業系ごみの排出状況の把握・分析
 - ・ 商工会等を通じた事業系ごみの適正排出の啓発。
 - ・ 紙類等の資源物の搬入抑制及び尾三衛生組合での搬入物検査の実施。
 - ・ 事業系ごみの内容を把握するため、組成調査の実施及び結果の公表 など。

みよし市におけるごみの減量化施策

1. ごみ減量の推進

1) ごみの発生・排出抑制の推進

- ・ 生ごみ処理機器の購入費補助により生ごみの自家処理を推進。
- ・ ごみの排出状況について調査し効果的な減量方法を検討。

2) ごみ減量に向けた意識啓発

- ・ ごみの減量方法や適正な排出方法など、広報・啓発により周知を図る。
- ・ 市民参加型のイベント等を通じて、ごみの減量の意識高揚を図る。
- ・ ごみの減量に向け、児童等若年層からの環境学習を推進。
- ・ 環境マネジメントシステムや拡大生産者責任を広報啓発し推進。

2. 資源化の推進

1) 資源の分別の徹底

- ・ 資源ごみ分別収集を行い、適切に再資源化の実施。
- ・ 正しい資源分別の方法やリサイクルステーションなどの利用に関する情報提供。
- ・ 広報等を通じて分別された資源がどのように資源化されているかなどの情報を周知し、リサイクルの意識高揚を図る。
- ・ 資源の適正な分別について児童等若年層からの環境学習を通じて意識高揚に努める。

2) 資源化の拡大

- ・ PTA 資源化事業に対する助成。
- ・ リサイクルステーションみよしでの資源回収の周知・徹底を図り、ステーションを増設。
- ・ 行政で使用する資材や備品などは、リサイクル製品の積極的な利用に努める。

3. 安全で適正な収集・処理体制の推進

1) 収集運搬体制の充実

- ・ 効率的な収集運搬体制について検討。
- ・ 環境負荷の少ない収集車両の導入など地域環境に配慮した収集運搬体制を検討。

2) 安全で適正な処理・処分体制の推進

- ・ 市民、事業者に対し、施設における処理方法や、分別の意義、ごみの適正排出方法などに関する情報の提供、広報・啓発に努める。
- ・ 中間処理施設や最終処分場など、新規施設整備には、莫大な費用と用地の確保等が必要となり困難であることから、現有施設の長期利用ができるよう、処理先の施設と情報連携を図る。

東郷町におけるごみの減量化施策

1. ごみの減量化・資源化に関する基本的事項

1) ごみの発生抑制の推進（リデュース）

- ・ 必要のないものや、すぐにごみになるものを買わないなど、ごみそのものを出さないよう啓発に努める。
- ・ 使い捨ての商品を避け、詰め替え可能な商品や長期間使用できる製品、修理ができる製品などを選択するなど、商品を購入するに当たってごみの発生抑制の啓発に努める。
- ・ マイバッグ、マイ箸、マイボトル、マイカップの利用拡大を促進。
- ・ レジ袋の有料化、商品の過剰包装の抑制及び広報とうごうにて、レジ袋の辞退などの啓発を実施し、容器包装の発生抑制を促進。
- ・ 食べ残しの削減や生ごみの水切りを促進。
- ・ 生ごみを減少させるため、生ごみ処理機器の購入費の助成を継続。

2) 再使用や再生品利用の推進（リユース）

- ・ 限りある資源から作られたモノを「もったいない」という想いで大切にし、いらなくなったモノは必要とする人へと受け継がれるよう啓発に努める。
- ・ 尾三衛生組合東郷美化センターエコサイクルプラザで行われている衣類リフォーム教室などの体験学習を通じて、再使用の意識づけを図る。
- ・ リサイクルショップやフリーマーケットなどの利用を促す。
- ・ 再生紙などの再生品やエコマーク商品など、環境に配慮した商品を積極的に購入するよう啓発に努める。

3) 資源化の推進（リサイクル）

- ・ 「ごみと資源の分け方・出し方」のパンフレットを定期的に全戸配布し、資源の分別に関する情報を提供。
- ・ 排出されるごみから、より多くの資源が回収できるよう、ごみの種別を見直すなど、不燃ごみの回収方法を変更。
- ・ 資源の分別排出を徹底するため、廃棄物減量等推進員との連携を強化し、地域から各家庭への普及啓発を推進。
- ・ 分別された資源がどのように資源化されているかなどの情報を提供し、リサイクル意識の高揚に努める。
- ・ 地域での資源回収量の増加を図るため、地区資源回収や集団資源回収を実施した地区や団体に、奨励金を交付。
- ・ 資源回収の場と機会の拡大を検討。
- ・ 集団資源回収を行う団体数を増やすことで、地域での資源回収量の増加を進める。
- ・ 新たな資源回収の場となる民間回収を調査し、住民が利用できる機会を増す。
- ・ 町資源回収ステーションにおける回収品目の拡大を検討
- ・ 地区資源回収及び集団資源回収における回収品目の拡大を検討。

4) 意識啓発・環境学習の推進

東郷町におけるごみの減量化施策

- ・ 町広報紙やホームページを通して、ごみの減量化・資源化や環境に関する情報を積極的にPR。
 - ・ 転入者や外国人へ分かりやすい情報提供。
 - ・ 3Rに関する啓発物を作成。
 - ・ 環境にやさしいライフスタイルの普及や啓発に努め、エコ活動（地球環境への負荷を低減する活動）に取り組む家庭を支援。
 - ・ 家庭内においてエコ活動に取り組んでもらうよう「チャレンジ100」を実施し、環境にやさしいライフスタイルの普及に努める。
 - ・ 住民と行政の協働による環境イベント（エコキャンペーン「こどもエコばんぱく in 東郷」など）を開催し環境学習を推進。
 - ・ ごみの分別や減量に関する出前講座を実施。
2. ごみの分別・適正排出に関する基本的事項
- 1) 家庭系ごみの分別の徹底
- ・ 「ごみと資源の分け方、出し方」パンフレットを定期的に全戸配布し、ごみと資源の分別に関する情報を提供。
 - ・ 広報やホームページで分別排出の啓発。
 - ・ 分別状況の悪い排泄物については、収集時に警告ステッカーを貼り、一定期間警告をするといった対応を実施するとともに、排出者の特定や指導を強化。
 - ・ 共同住宅などの管理者に対し、ごみと資源の分別についての指導や助言の実施を継続。
 - ・ 近年、増加傾向にある在宅医療廃棄物の適正な分別と排出方法を周知。
- 2) ごみ集積場所における適正排出の徹底
- ・ ごみ集積場所に分別・排出ルールを表示した看板の設置及び貸出しを行い、周知。
 - ・ ごみの適正排出を徹底するため、廃棄物減量等推進員との連携を強化し、地域から各家庭への普及啓発を推進。
 - ・ ねこやカラスによるごみの散乱を防ぐため、カラスよけネットの貸し出しを継続。また、平成27年度から、より強度の増したネットを導入し、被害の減少を推進。
- 3) 事業系ごみの分別と適正排出の徹底
- ・ 尾三衛生組合東郷美化センターでの搬入物調査により、分別指導を徹底。
 - ・ 不適正排出事業者に対しては、排出物調査等の実施による個別指導を徹底。
 - ・ 事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者を通じ、排出事業者におけるごみの適正排出を促す。
- 4) 不法投棄対策
- ・ 不法投棄監視パトロールを強化し、啓発活動を継続。
 - ・ 廃棄物減量等推進員との連携を強化し、不法投棄の早期発見に努める。

東郷町におけるごみの減量化施策

- ・ 環境美化推進員との連携を強化し、「きれいなまちキャンペーン」を実施し、ごみ拾いをしながらポイ捨て禁止等の啓発活動を継続することで、ごみのない美しいまちづくりを推進。
- ・ 悪質な不法投棄発生場所には、監視カメラの設置等を検討。
- ・ 不法投棄防止の看板を設置することにより、未然防止や再発防止を推進。ポイ捨てごみや不法投棄をなくすため、ポイ捨て禁止及び不法投棄禁止の看板の貸出しを継続。

(4) 収集運搬における現行2施設体制と集約1施設体制との効果試算

A: 地理状況

項目		単位	現行2施設体制		集約 1施設体制
			尾張東部	尾三	
行政面積	A1 総面積	km ²	153.98	85.13	239.11

B: 年間収集量

項目		単位	現行2施設体制		集約 1施設体制
			尾張東部	尾三	
家庭系可燃ごみ年間収集量	B1 将来推計値より	t/y	46,785	32,654	79,439

C: 収集体制

項目		単位	現行2施設体制		集約 1施設体制
			尾張東部	尾三	
収集回数	C1 市町データより	回/週	2	2	2
最大日間隔	C2 C1より設定	日/週	4	4	4
地区割り	C3 例: 月木エリアと火金エリア	エリア	2	2	2
ステーション数	C4 市町データより	箇所	10,274	3,774	14,048
車両積載重量	C5 市町データより	kg/台	1,800	1,800	1,800
1日実働時間	C6 市町データより	分/日	360	360	360
1日当り収集量	C7 =B1/365*day/C3	kg/日	256,356	178,926	435,282
総搬入回数	C8 =C7/C5	回/日	143	100	242
1日ST数	C9 =C4/C3	箇所/日	5,137	1,887	7,024

D: ステーションでの作業時間

項目		単位	現行2施設体制		集約 1施設体制
			尾張東部	尾三	
ステーション当りの作業時間	D1 市町データより	分/ST	2.0	2.0	2
総収集時間	D2 =C9*C4	分/日	10,274	3,774	14,048

E: ステーション間の移動時間

項目		単位	現行2施設体制		集約 1施設体制
			尾張東部	尾三	
ステーション当たり面積	E1 =A1/C4	km ² /ST	0.0150	0.0226	0.0170
ステーション当り一辺	E2 =√(E1)	km/ST	0.1224	0.1502	0.1305
移動距離	E3 =C9*E2	km/日	629	283	916
平均移動速度	E4 市町データより	km/h	20.0	20.0	20.0
総移動時間	E5 =E3/E4*60	分/日	1,887	850	2,749

E: ステーションから施設への輸送時間

項目		単位	現行2施設体制		集約 1施設体制
			尾張東部	尾三	
施設までの平均輸送距離	F1 =√A1	km	12.4	9.2	15.5
総輸送距離	F2 =2*F1*C8	km	3,549	1,845	7,484
平均移動速度	F3 市町データより	km/h	30.0	30.0	30.0
総輸送時間	F4 =F2/F3*60	分/日	7,098	3,691	14,968

G: 収集運搬作業時間等

項目		単位	現行2施設体制		集約 1施設体制
			尾張東部	尾三	
総収集運搬作業時間	G1 =D2+E5+F4	分/日	19,259	8,315	31,766
必要車両台数	G2 =G1/C6	台/日	54	24	89
1台当りトリップ数	G3 =C8/G2	回/台・日	3	5	3
年間収集日数	G5 =C1*C3*50weeks	日	200	200	200
年間延べ必要車両台数	G6 =G2*G5	台/年	10,800	4,800	17,800

H: 収集費用

項目		単位	現行2施設体制		集約 1施設体制
			尾張東部	尾三	
年間収集費用	H1 現状 (H30) を基に算定 ※延べ必要台数当り収集費用をG6を乗じる	千円/年	725,956	836,085	1,757,919
			1,562,041		

I: 二酸化炭素排出量

項目		単位	現行2施設体制		集約 1施設体制
			尾張東部	尾三	
燃料1リットル当り走行距離	I1	km/ℓ	4	4	4
年間燃料消費燃料	I2 =(E5+F2)/I1	ℓ/年	208,891	106,436	420,028
収集運搬由来のCO ₂ 排出量	I3 =I2*排出係数 (經由: 2.619kg-CO ₂ /ℓ)	tCO ₂ /年	547	279	1,100
			826		

(5) ごみ輸送に係る中継施設の検討

- ・ ごみ収集においては、輸送距離18kmが直送と中継施設経由の収支の分岐点とされている。
- ・ 現時点においては、1施設集約場所が決まっていないことから、ここでは6市町の人口重心点に対する輸送距離を測定し中継施設の必要性の検討を行った。
- ・ その結果は、下表のとおりであり、各市町の人口重心点から6市町の人口重心点の輸送距離は最長で11kmであった。
- ・ なお、実際の立地場所によっては、18km以上となるエリアが発生する可能性がある。

	位置 ^{*3}		6市町の重心点までの市町の各市町人口重心点からの距離(Km) ^{*4}
	経度	緯度	
6市町の重心点 ^{*1}	137.05977	35.17118	
瀬戸市	137.08763	35.22327	8.5
尾張旭市	137.03459	35.21276	7.9
長久手市	137.03833	35.17617	3.8
尾張東部 ^{*2}	137.04716	35.20212	5.6
日進市	137.03979	35.13378	6.6
みよし市	137.09393	35.10164	11.2
東郷町	137.04627	35.10041	10.4
尾三 ^{*2}	137.08733	35.11910	8.9

*1:6市町の人口重心は、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（2014（平成26）年度～2023年度）－中間見直し－2019（平成31）年3月 尾張東部衛生組合」より。

*2:既存の2組合の処理施設の位置は、現状の施設立地場所。

*3:各市町の人口重心は、総務省HP「統計トピックス No.102 我が国の人口重心（<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/topics/topi102.html>）」より。

*4:運搬距離はgoogleマップにより最も地点間が長距離となるものとした。（高速道路及び有料道路は除外。）

尾張東部・尾三地域広域化ブロックごみ処理における広域化計画
～更なるごみ処理の広域的な取り組み～

令和3年3月発行

尾張東部・尾三地域広域化ブロック協議会